

令和6年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和6年12月11日
3	閉会	令和6年12月12日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	11日 出席10名 欠席 1名 12日 出席10名 欠席 1名
6	議案件数	32件（うち議員提出7件）
7	議決の状況	(1)原案可決 24件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 2件 (4)原案答申 1件 (5)採 択 4件
8	法第99条の意見書	4件
9	その他	傍聴者 11日 28名 12日 1名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和6年12月11日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	3番	星 真 希
4番	熊 木 恵 子	5番	佐 藤 妙 子
6番	細 川 美喜男	7番	加 藤 真 悟
8番	石 川 康 弘	9番	高 橋 修 平
10番	家 塚 雅 人	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

2番 西 股 裕 司

3. 会議録署名議員

9番 高 橋 修 平 10番 家 塚 雅 人

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 斉 藤 隆 議事係長 富 木 孝 郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人
農業委員会会長 鍋 山 洋 一 監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和6年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。西股議員につきましては、欠席の届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

9番 高橋 修平議員、10番 家塚 雅人議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和6年第4回議会定例会の運営について、去る12月4日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例関係2件、各委員会所管事務調査1件。町からは功労表彰について1件、契約関係1件、条例関係4件、令和6年度会計補正予算3件、一般議案6件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月11日から12月13日までの3日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告と致します。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は、12月11日から12月13日までの3日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は12月11日から12月13日までの3日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和6年10月分の例月出納検査結果の報告がありました。

その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 定例監査結果報告をいたします。

局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(なしの声。)

以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・ 4 番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。

局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(なしの声。)

以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・ 5 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、1 件の行政報告を行います。

子育て支援米の支給状況について、ご報告します。中学生以下の子どものいる世帯を対象に、1 人につき 1 0 k g の南幌産米を支給する子育て支援米支給事業につきましては、本年度よりゆめぴりかに変更し、1 1 月 1 0 日から支給を始めたところです。本年度の支給対象世帯は、昨年度より 6 3 世帯増の 5 6 7 世帯で、支給対象となる子どもの人数は、昨年度より 1 2 1 人増の 9 9 2 人となりました。1 2 月 9 日現在の支給状況は、支給対象世帯に対し 9 2 . 4 % の 5 2 4 世帯、支給対象者数に対し、9 3 . 3 % の 9 2 6 人となっています。また、出生と転入により対象者が増加していることから、受取期間を延長してまいります。本年も多くの子育て世帯に、安全安心でおいしい南幌産米の新米を支給できたものと考えています。以上、一般行政報告といたします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程 4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は 6 名でしたが、議席番号 2 番西股議員の一般質問通告につきましては、欠席届が出されていますので、南幌町会議規則第 6 1 条第 4 項の規定により、一般質問は行われません。一般質問につきましては通告順に行います。

3 番 星 真希議員。

星 議員 それでは一般質問させていただきます。今後の地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊事業は、都市部から過疎地など条件不利地域に住民票を異動し、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住を図る取組で、平成 2 1 年度に 3 1 自治体、隊員数 8 9 名から開始されて以降、現在では多くの自治体で事業に取り組んでおり、総務省のデータによると、任期終了後の隊員の動向として、令和 4 年 3 月 3 1 日までに任期終了した隊員の累計は 9 , 6 5 6 人で、任期終了後およそ 6 5 % が同じ地域に定住されていると掲載しています。

地域おこし協力隊の活動は地域振興に与える影響が大きく、地域の活性化や定住促進に寄与する重要な取組にもなっていると考えられます。財源は特別交付税で措置されることから、地方自治体の負担が少なく、地方活性化や移住定住といった地方の課題解決につながるとい

う地方自治体にとって良い制度であると考えます。

南幌町では4名の地域おこし協力隊が着任していますが、今年度で3名が退任します。協力隊制度は、制度をうまく活用しながら、協力隊の活動により地域振興につなげていくようにすることが重要であり、着任後のミスマッチ等の課題がある自治体もあります。活動をより充実させるための方策や、今後は協力隊経験者との連携などの構築も必要ではないかと考えることから、以下の2点について町長の考えを伺います。

- 1、今後の協力隊募集の人数と業務内容について。
- 2、協力隊経験者との連携やサポート体制の構築の考えは。

議 長
町 長

町長。

今後の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えします。

本町の地域おこし協力隊員は、現在、「観光振興」、「特産品コーディネート」、「移住・観光コンシェルジュ」、「教育環境D X・I C T支援員」の4名が地域力の維持・強化を目的に活動しています。

1点目のご質問については、令和7年度から任用する地域おこし協力隊員として、まちの魅力や移住情報の発信、移住イベントの企画運営などに取り組む「移住定住コーディネーター」と、地域資源を活用した特産品の開発やまちのブランド力向上ための情報発信などに取り組む「観光推進活動・地域資源活用隊員」の2名の募集を行っています。

2点目のご質問については、地域おこし協力隊員の受け入れにあたっては、隊員の活動イメージやスキルなどを踏まえた活動のコーディネートや、活動終了後も定住できるよう、起業や就職支援などの体制整備が重要であることから、職員において、円滑に地域協力活動ができるようサポートを行っているほか、「北海道協力隊サポート推進室」による情報共有などを通じた支援が行われています。

今後は、さらにサポートの充実を図るため、本町の地域おこし協力隊経験者による、活動の相談や地域活動団体とのネットワークづくりなどへの、アドバイスが行える体制を検討し、地域での充実した活動ができるよう支援してまいります。

議 長
星 議 員
(再質問)

3 番 星 真希議員。

来年度2名の募集を行っているということと、今後は経験者も含め、協力隊経験者による体制も検討されるということで理解いたしました。

再質問させていただきます。地域おこし協力隊制度は、協力隊として着任する際、その地域を調べて具体的にイメージしたとしても、実際に暮らし始めれば様々なギャップに遭遇することもあり、活動に影響が出たりするケースもあると聞くことから、制度のマネジメントとしては難しい面を持ち合わせている部分はあると思います。現在の地域おこし制度は、地域活性化、定住促進が主になっていますが、私は人材育成の部分でもこの制度をうまく活用してほしいと思っています。協力隊の方も、町民として活動していくことでありますし、新しい町で地域活性化活動をしやすい仕組みづくりは、町としてもやって

いかなければならないと思っています。実際に、うまくいっている地域もありますし、制度の運用の仕方が変わってくるのではないかと私は考えています。総務省では、地域おこし協力隊に関する情報提供や助言、提言など、地域おこし協力隊の推進を図るためのアドバイザー制度もありますが、成功されている事例などの話を聞くことも、今後の制度運営には役立つと考えています。このような制度も活用しながら、今後は行政と協力隊、協力隊経験者との間でうまく連携ができるような仕組みづくりをしていく考えはあるのかどうか、町長へ伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

星議員の再質問にお答えをいたします。課題はいろいろございますけれども、全国的に言われている課題、様々でございますけれども、大半は隊員の希望する活動と実際の活動のずれ、いわゆる議員の言われるミスマッチでございます。また、着任後具体的にミッションが与えられないですとか、逆に業務が限定的であるために、隊員の活動の幅やネットワークが広がらないケースなどが挙げられております。議員の言われる人材の育成、また活動しやすい状況をサポートするということについては、当然私も非常に大事であるというように考えてございます。その活動を充実させるための体制としまして、協力隊員経験者との連携、サポートは非常に大事であるというように考えてございまして、経験者が苦勞されたことや、課題解消につながった体験など、新たに着任する隊員に対しまして、その隊員の活動ステージに沿いながら連携する、支援をする、そういったことが必要ではないかというように考えています。また、経験者が今までに構築したネットワークですとか、コミュニティですとか、そういうものをまた継承できる、幅広い活動になるように支援をしたいと思ってございます。形はいろいろ様々でございますけれども、やはり町民として活動していただく、また、それによって地域が活力をつけるというように、そのような活動に対して町も積極的に支援をしたいと思っております。

議長
星議員
(再々質問)

3番 星 真希議員。

協力隊の経験者の活動などを、体験を基に、それを今後来られる協力隊の方とうまくつないで、活動が充実するようにサポートしていただける、そして円滑に協力隊活動ができるような形のサポート体制の構築を今後築いていただきたいと思いますと思っております。

再々質問させていただきます。町の施策の一つとして、にぎわいを生み出すまちづくりが柱となり、いろいろな角度からまちづくりをしていく中で、その柱の中に協力隊活動があり、協力隊、地域住民とともにまちづくりに参加していくような流れの仕組みもできてほしいなと私は考えているのですが、やはり協力隊活動においては、地域の人との関わりも大変重要になってくると思います。住民の方が協力隊活動を身近に感じる取組として、町民に向けた協力隊活動報告、このようなものを考えているのか伺いたいと思います。

議長
町長

町長。

再々質問にお答えをさせていただきます。にぎわいを生み出すまち

(再々答弁)

づくり活動でございますけども、やはりいろんな行事に参画をしていただく、また、企画をしていただくというようなことが大事じゃないかなと思います。今、町内でいろんなイベントなどが開催されております。また、農業者の若手団体なども随分力をつけられていると思います。そういった活動をしている団体との連携、それをうまく役場の中でその中に入り込んで、その方々と輪を広げていただくというようなことをしていきたいというように考えてございます。

そして活動報告会、これにつきましては町民が身近に町の課題でありますとか、隊員の活動内容だとかを知っていただく貴重な機会でございますので、これにつきましては年に1度開催をして、町民の理解を促進してまいりたいというように考えてございます。

議 長

以上で星 真希議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に4番 熊木 恵子議員。

町長に2問の質問を行います。まず1番目、非核・平和のまち宣言を生かした取組を。今年のノーベル平和賞に、日本原水爆被害者団体協議会が決まりました。地道な長い活動で、被爆の実相を世界に広げ、核兵器の非人道性を明らかにし、核兵器禁止条約へのうねりをつくり出してきた活動が認められたものです。世界で唯一の被爆国として、平和のメッセージを発信し続けてきた団体の受賞に称賛の声が広がっています。

平成23年3月、南幌町非核・平和のまち宣言は、町が提案し、議会の全会一致で採択されました。

庁舎正面に掲げられたパネルは町民の誇りになっていると感じます。町では、戦没者追悼式を毎年7月に執り行っていますが参列者も減少している現状にあります。全道の自治体の中には、戦争を体験した世代の方からお話を聞く会や、郷土資料館、図書館等での戦時中の生活用品の展示やコンサート、高校生の平和大使派遣事業を行うなどの取組がされています。来年は、戦後80年となることから、非核・平和のまち宣言を生かした取組として、全町民に向けた催しを開催する考えはないか伺います。

議 長
町 長

町長。

非核・平和のまち宣言を生かした取組についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、昨日「日本原水爆被害者団体協議会」がノーベル平和賞を受賞されたことは、意義深いことであると考えており、核兵器のない世界を実現するために長年のご努力に心から敬意を表するところであります。

非核・平和のまち宣言は、世界の恒久平和・核兵器の廃絶を願う町民の意思として、平成23年第1回議会定例会において決議いただいたものであり、これまで、庁舎壁面への看板の通年設置や各公共施設への宣言文の掲示などにより、平和の尊さと平和維持の重要性について意識啓発を行ってきたところです。

今後においては、町広報誌やホームページにおいて、非核・平和のまち宣言を掲載し、啓発活動を行ってまいりたいと考えますが、特に

議長
熊木議員
(再質問)

町民に向けた催しを開催する考えはありません。

4番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。先ほど町長が答弁で述べられたように、昨日ノーベル平和賞の授与式がありました。それで、被団協の田中 熙巳さんの講演もありました。その中で、何か重要なことをたくさん話しているのが昨日ニュースでも流れて、今日も新聞にも報道されていました。私がそのニュースを見てすごく感銘を受けたのは、「想像してみてください。直ちに発射できる核弾頭が4,000発もあるということ。広島や長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがあるということです。」ということで、最後のほうは、若い世代の人方にこの運動をつないでいきたいというものでした。町長が先ほど述べられたように、その努力に敬意を表するということでは、私も一緒にそれを共有したいと思います。それで、今町長は特に町民に向けた催しを開催する考えはないということでしたけれども、前段で町広報紙やホームページにおいて、非核・平和のまち宣言を掲載するということが述べられました。それはぜひやってほしいと思います。

それで何点か、町民に対して催しをしないということだったんですけれども、ちょっと近隣というか、全道で取り組まれている状況というのを少しお話ししたいと思います。戦没者追悼式、先ほども質問で述べましたけれども、遺族会の方々がどんどん減って、それは全国どこでも一緒だと思うんです。減っていて、またコロナの関係もあったので規模が縮小されて、今やっと今年から議員も参加できるようになりました。その追悼式の中で、亡くなられた方の名簿とかをいろいろ出されて、これだけの人が南幌町でも犠牲になられて、それは亡くなられた方だけではなくて、支えた家族とかも、本当に全町の中で被害とかは大きくあると思います。その実態をやはり何らかの形で全町民のものとする、ということの取組が必要ではないかなと思います。例えば近隣で、北広島市ですけれども、北広島は姉妹都市が東広島市ということで、子ども大使派遣事業とかを行っています。これは昭和61年から実施しているということで、児童生徒やその引率者で訪問団をつくってやっています。それと一緒に、戦争を体験した人とか原爆で犠牲になった方とかを呼んで、犠牲になった家族の方とかを呼んで、北広島市での語る会とか、報告会とかをやっているというのを聞きました。その授業は被爆体験伝承講話という授業で、小学校の5、6年生を対象に行っているということでした。これは教育委員会にも関わることなので、何かこういうような取組ができないかなというふうに思います。また、大きなことができなくても、例えば折り鶴をみんなで作って、それを長崎や広島に送るという運動も、各市、旭川とか、あとは小さな町村でも取り組まれています。以前議会でも、もうかなり前になるんですけれども、本別町に視察に行ったことがあります。本別町は空襲を受けているということで、それを風化させてはならないということで、毎年町で図書館でいろいろ展示しながら、語り部を呼んだり、あとはコンサートを開いたりというようなことがされています。やはりこれは町民に啓蒙するということと、先ほどの被団協の

田中さんが言われてるように、やはり若い世代、自分たちはもう年老了いて亡くなっていくけれども、これを伝えていかなければならないというところから発しています。ですからそういうような取組を町でもできるのではないかなと私は考えるんですけども、先ほど町長は特に考えていないということでしたけれども、例えばです。郷土資料館にはいろいろ古い町の歴史をつくってきたものが展示されています。その一角に、いろいろ季節展というか、8月になったらこういうものを展示するとか、入れ替えたりとかはしているんですけども、そういう時を利用して戦時中の暮らしを体験するとか、そこで数少なくなっている戦争体験者、それからその時子どもだった人が自分はその時にどういう生活で、どういうことを感じたかというようなことを、語り部になって伝えてもらう、それをみんなで聞くということとか、その場所で昔の遊びをしたり、折り鶴を折ったりということもできるのではないかなと思います。ですから、そういうような取組を何とか来年戦後80年ということで、今なおウクライナとかガザとか、いろんな所で戦争が起きていて、本当に平和が保たれない状況になっています。それを町として、何かそれを啓蒙していくというような活動をぜひ検討してほしいと思うんですけども、どうでしょうか。広報誌に載せるということはもちろん大事ですし、前に一度質問して、公共施設に平和の宣言文がありますけれども、それをリニューアルしてもっと見やすいものにするとか、そういうようなことも一緒に取り組んではどうかと思うんですけども、町長の見解を伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

まちづくり課長。

熊本議員の再質問にお答えをいたします。非核・平和のまち宣言に関しまして、本町の今の取組の状況でございますけれども、議員御承知のとおり、23年に決議をしまして、それから役場庁舎に懸垂幕を掲げまして、2年前からは専用の通常看板にして、通年通して設置をしている状況でございます。従って看板も比較的新しいものでございます。また、町内の公共施設10か所に宣言文を掲載しているところでございます。それで、戦没者の追悼式のお話をいただきましたけれども、令和2年から5年までは、コロナ禍のために出席者を制限させていただきました。コロナ禍前の令和元年の参列者は48名で、うち12名が遺族会の方々でございます。今年の参列者は44名で、うち遺族会が11名ということで、極端な減少数ではないのかなというように考えてございます。また、議員言われるように遺族会の高齢化も顕著でございます。追悼式につきましては、遺族会と公職者に対して御案内しておりますので、その出席率が高まりますよう、また形骸化しないように努めてまいりたいと考えてございます。それと、戦争を体験された方からのお話を聞く会ですとか、講演会、語り部とかそういうことをおっしゃっているのかなと思います。町が実施するかは別として、否定する考えはございません。また、郷土資料室の戦時中の生活用品の展示ということでございますけれども、私はどのような展示品があるのか今実際に把握してございませんけれども、これにつきましても否定をする考えはございません。それと子どもの教育、平和

教育のことをおしゃっているのではないかと思いますけども、現在小学校6年生の歴史、中学校2年生の歴史、中学校3年生は公民の授業の中で平和教育を学んでおります。また、今年の南幌小学校の学芸会、学習発表会といいますけども、その中で小学6年生がはだしのゲンの劇を披露してくれまして、大変心に残ったところでございます。それで全町的な催しでございますけども、毎年全国各地でいろんな形で、非核・平和に関する取組が行われております。また、その取組や形も様々でございます。昨日ノルウェーでノーベル平和賞を受賞されたということと、来年戦後80年を迎えるということで、今後その取組、新しい取組も、また今までの取組もさらに拡大されていくのかなと思います。私は、形は違いますが、町民の皆さんが非核・平和というものを心の中で刻んでいく、願っていただく、そのような意識の啓発が必要であるのかなと。大事であるのかなというように考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4 番 熊木 恵子議員。

ただいま町長が、いろいろ私も述べたことに対して、否定しないという答弁をいただきました。それであれば、何かできることから始めるということを目指して取り組んでほしいなと思います。小学校、中学校での公民とか、いろいろ歴史の授業の中で、子どもたちも平和ということとか、いろいろそういう学習はしています。せっかく町に平和宣言というものがありますので、やっぱりそれが生かされる、それを町民が、先ほど町長が胸に刻むと言いましたけれども、本当にそうだと思います。ですから、そういう形で改めて何ができるかということの模索、それをぜひ検討してほしいということは重ねて申し上げたいと思います。また、今遺族会の出席人数のことをお話されましたけれども、遺族会と今後の追悼式のあり方というものに対して、何か話されているんでしょうか。その中で例えば、あまり隣とか名前を出さない方がいいと思うんですけども、ある町では遺族会と話し合って、何かそういう催しをしたり、展示をしたりということも取り組まれている所もあるというふうに聞いています。ですから、本当に様々な形でいろいろやっているという形の所が多く見られます。ですから平和教育の一環として、平和大使とかそういうのを小学校とか中学校とか募集して送る。今回もノーベル平和賞の時に高校生の平和大使が行って話をしたり、いろいろ活躍しています。そういう形で何か世界にも目を向けていく子どもたちを南幌でもつくるというか、そういうことにもつながっていくと思うので、ぜひその遺族会のことと、それから今後のあり方ということも含めて、もう一度何か検討できることがあるかどうか伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。追悼式のあり方でございますけども、追悼式、過去は詩吟の会が参加されていきました。詩吟の会、華美にならないような形で参加していただきました。詩吟の会も高齢化で、会のほうが数年前に解散をしております。追悼式のあり方はいろいろあるかとも思いますけども、イベント的な華やかさを求

めるケースもあろうかと思えますけれども、偲ぶ的な会であるのかなというふうに私は考えております。このことにつきましても、遺族会の方と機会をつくりまして、今後のあり方を検討してまいりたいと思えますけれども、会場の関係もあります。出席者の関係もあります。遺族会の方々の御意見を聞きながら、また進めてまいりたいなと思っていきます。それと、高校生の平和大使派遣事業でございます。これにつきましても否定する考えはございません。先ほど申し上げたように、小学校、中学校で平和教育を学んでいるというようなことで、そういう子どもたちの教育が進んでいくことを私は希望しております。まあ、現段階では、その高校生の派遣事業ということについては考えてございません。以上でございます。

熊木議員

2 問目に移ります。学校給食費の給食費の助成について。大崎町長が、第4回臨時会で2期目に向けた執行方針で述べられた町政運営について伺います。6つの柱を基本に進めていくと所信表明をされました。第1の柱で、子どもたちが生き生き輝く人づくりを掲げています。子どもを安心して産み育てられるよう、子育て環境を充実させますと述べられていることは大変喜ばしいことです。

11月29日の全員協議会で令和7年度の給食費の改定についての答申が報告されました。改定案では、小・中学校の給食費が諸物価の高騰により影響を受けるという内容でした。諸物価が高騰している中でやむを得ない答申とは思いますが、子育て世帯にとっては厳しい支出になると思います。以前にも私は給食費無償化について質問いたしましたが、全国的には無償化を実施する自治体が増加しています。本来、国が手当すべき給食費の助成を町独自でさらに取り組むという考えはあるのかどうか伺います。

議 長
町 長

町長。

学校給食費の助成についてのご質問にお答えします。

昨今、物価高騰が続く中、学校給食運営委員会による学校給食費の改定についての答申がありました。

子どもたちに安全安心で質の高い給食を継続して提供するためには適切な食材の確保が必要であり、給食費の引き上げはやむを得ないものと考えます。

本町の学校給食費については、食材の一部である米や麺、パンなどの主食分の費用や物価高騰による食材の費用を町が負担し、保護者の負担軽減を図ってきました。

給食費の無償化については、国で行うことが望ましいと考えており、現在、国において、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」に基づき、学校給食費の無償化に向けて、検討が進められています。

国の無償化が早期に実施されることを望むものでありますが、現状の保護者負担を考慮し、この度の私の公約において、子育て支援策の一つとして給食費の完全2分の1の助成を掲げており、その実施に向け取り組んでまいります。

議 長

4 番 熊木 恵子議員。

熊木議員
(再質問)

再質問を行います。町長と、学校給食費については国が制度としてやるべきだということでは一致はします。議会としても意見書も出しています。なかなか進まないところから、各地ではやっぱり少子化対策として子育て支援をやっている所が増えているということで、全国的に無償化が進んでいるということですね。それで、先ほど町長が完全2分の1の助成を掲げており、その実施に向けて取り組んでまいりますとお話しされました。それで、お聞きしますけれども、この完全2分の1と、それから給食費の改定、これはやる時期はいつからなのか、そこをはっきり明言してほしいと思います。それで、これまで主食分は町が負担し、保護者の軽減に努めてきました。また物価高騰分も引き上げしないで、食材の工夫とか町の負担で抑えてきたというのが実態で、今回の答申は私もこれだけ上がっているということで、いつまでもやっぱり町の負担ということは厳しいということは理解はします。けれども、先ほど質問で述べたように、今、諸物価が食費だけでなく全て上がっている中で、高齢者を取り巻く状況も、また子どもたちを抱えている保護者の世帯を取り巻く状況も、本当に厳しいものがあると思います。それで改定案が先日全員協議会で示されましたけれども、その中では、小学校で年間9,200円、中学校で年間1万800円の負担増になるということでした。それは、やはり家庭にとって1人しかいない子どもの世帯、3人いる世帯というところでみると、やはりかなり大きなウェイトを占めるものだと思います。本当に食べ盛りの子どもを抱えているところは、いろいろ安い食材を探したりということで努力もされていますけれども、なかなか安全安心とかを考えた時に、安いものばかりを食べさせていいのかとか、やっぱり本当に苦慮しながら生活しているのが実態だと思います。ですから、そういう中で今町長が完全2分の1の補助ということを打ち出されたので、それはそれですごくいいことだと思いますし、おそらく今答弁を聞いていないんですけれども、来年4月から実施ということになるのかなと思うんですけれども、そうすると、そこで今その半分の負担で済むということは、保護者にとっては大変助かることだと思います。なんですけども、私はやっぱり段階的にでも無償化に向かっていく。国がすぐ来年、再来年度で完全無償化というふうにやってくればいいんですけれども、なかなかそうならない時は、その状況を見据えながら、やはりその2分の1に留まるところでなくて、やはり段階的な負担軽減というのを目指していくべきではないかなと思うんですけれども、そこを1点伺いたいと思います。

また、南幌町は基幹産業が農業の町ということで、農家の方が本当に一生懸命米、麦、野菜をつくっています。Uターンしたりして来る、若い農業経営者も増えてきました。そういう中で、町の農業者を応援するという意味からも、今現在も南幌町では地場産の野菜を給食に取り入れるということはしているんですけれども、さらにそれを広めていく、農業者を応援するのと、子どもたちに安全安心な野菜、お米、それを100%提供していけるような施策について、伺います。

議 長

町長。

町 長
(再答弁)

熊木議員の再質問にお答えをいたします。学校給食費、今までいろいろ議論をしてきました。また、一昨年も熊木議員から段階的な無償化という一般質問をいただいたところでございます。やはり学校給食費、保護者の経済負担がやはり地域格差があつてはならないというように考えることから、やはり一律化する場合、無償化する場合は、国で実施をすべきということで前回も御答弁しましたし、その考えは現在も変わりません。そこで国では、昨年6月にこども未来戦略に基づきまして、給食費の無償化に係る実態調査が行われておりますけども、全国的に無償化を実施するとした場合、いろんな運営方法ですとか諸問題がありますけども、それらをクリアしたとしても、予算的には文部科学省の全体の1割に当たる約5,000億が必要だということで、その財源のあり方についていろいろ難航しているようでございます。従いまして、まだ協議はそこの段階でございまして、議員言われるように、まだやるとしても時間がかかるのかなというように私は認識をしております。それで、本町の学校給食費の助成の経過でございまして、前回も申し上げましたけども、町の負担は平成23年から実施しておりまして、令和5年度からは物価高騰の影響分も町で負担をしております。それで、保護者の負担でございまして、10数年前よりも保護者の負担は軽減がされておることも前回申し上げました。それで、今回の学校給食費の改定の答申でございまして、教育委員会のほうに学校給食運営委員会より答申がされたもので、これにつきましては今後教育委員会のほうで判断をするものと思います。それで、その給食費の改定を踏まえてどうするかということで、私は今回公約で2分の1の助成を掲げているところでございます。それで、教育委員会に答申がありました給食費でございまして、小学生313円、中学生373円でございまして、それに対して、その食材費全体に対して2分の1の助成をしたいというように考えてございます。1食当たり小学生で75円、中学生で87円の保護者負担が軽減されます。年額では、小学生1万5,000円、中学生1万7,400円の軽減でございまして、今、町のほうでできる対策ではないかなと考えてございます。なお、段階的に無償化をするべきでないかというお話でございまして、まずは2分の1の助成に向けて、これから来年度予算を含めて議会の皆様と議論をさせていただく必要があるのかなと考えてございます。従いまして、その先のことは今ここでは答弁はできません。

また、安全安心な学校給食ということで、ちょっとこの辺は答弁の用意をしておりませんでしたけども、そのように努めてまいりたいと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。地場産の野菜のこと、突然出して申し訳ありませんけれども、あとで調べたらぜひ教えてください。

今答弁いただいて、実施の時期については来年4月からということはまだ決まっていないということですか。そこだけ確認させてください。

それから、例えば生活が厳しい保護者に対する、町が何か支援策というのは考えているのかどうか、それを1点伺います。

あとは私は南幌町の未来を担う子どもたち、その子どもたちを応援する体制づくりというのは、町みんなで、全町で取り組んでいくべき課題だと思います。それには学校給食というのは、農家の方が一生懸命つくった野菜、お米を食べて元気に育っていく、それをいつも言っているんですけども、それを見守っていく町民があって、その子どもたちが社会に羽ばたいていった時に、また南幌町を見直してくるというような、そういう循環というものをぜひつくっていききたいなと思っています。その中の取組として、この学校給食の町の支援とかっていうのはすごく大きなことだと思っていますので、それを先ほど段階的と言いましたけれども、まず今回始めるということから進めて、町長はいつも国の動向を注視してまいると言うんですけども、国の動向を注視しながらも、やはり先進的にできることがあれば、ぜひ先進的に取り組んでいってほしいと思います。その時期のことも含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。実施の時期につきましては、来年度予算に向けて、これから議会のほうと予算の協議をしてまいりたいと思っております。ということから、来年4月からの実施を目指しております。

なお、生活困窮者の方のお話であったかと思いますが、準要保護世帯措置というものが、国の措置がございます。本町では2割以上の方がその措置を受けまして、給食費は国のほうで全額措置をされている状況でございます。

それと、無償化に向けて、やはり国の動向を見つつも実施すべきでないかというお話でございますけども、現在町が実施している子育て支援、学校給食の助成もその中の一つでございます。議員が御承知でございますけれども、子育て世代に対する住宅建築助成事業の最大200万円をはじめとしまして、児童生徒の医療費助成事業、これは実施当初590万でしたけども、今回補正予算で後ほど提案させていただきますけども、現在は2,100万、実質当初の3.5倍に膨らんでおります。また、子育て支援米の支給事業、先ほど一般行政報告をさせていただきましたけども、やはり米価の値上がり、そして対象者の増ということで、米の値段につきましては昨年度より80%ほど増加しております。事業費も2倍に跳ねております。そして高校生の通学費助成事業、これも実施当初は1人当たり年間6万6,000円でありましたけども、今は9万3,000円でございます。このように、全体的な子育て支援事業、ほかの子育て支援に関わらずですけども、このように事業費が増額しております。ほかにも保育所に関連する経費とかですけども、今回補正予算で提出しておりますけども、軒並み増額傾向でございます。そうしたこれらの事業をこれから継続・維持をしていくためには、やはりその辺の学校給食費についても慎重に判断をせざるを得ないということで、今回は私の公約にも掲げましたけ

れども、できる範囲ということで、それが2分の1の助成ということで考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

高橋議員

次に9番 高橋 修平議員。

南幌町の防犯対策について。2020年まで減少傾向にあった刑法犯の全国認知件数は、2021年から2023年にかけて再び増加し続けています。日本経済新聞に掲載された内容では、特に2023年の侵入窃盗件数は前年に比べて20.9%増加しており、その一因としてコロナ禍の終息後に人の流れが戻ったことが考えられます。しかし、検挙率はこの2年間で逆に減少しており、これはアプリやSNSを通じた新たな形態の犯罪グループの増加が原因とみられています。

さらに、侵入窃盗は単なる窃盗に留まらず、凶悪な強盗に発展するおそれもあります。2022年から2023年にかけては全国で住宅などを狙った広域強盗事件が相次ぎました。闇バイトによる高齢者宅を狙った強盗事件もメディアで報じられ、高齢者の多い南幌町にとっては大きな不安要素となっています。

そのため、住民の防犯意識の向上が今後ますます重要になると考えられます。以上を踏まえ、南幌町として窃盗などの防犯対策に対する考えを伺います。

議長
町長

町長。

南幌町の防犯対策についてのご質問にお答えします。

本町における防犯対策については、行政区・町内会が設置している防犯灯の維持管理に対する助成や、公共施設等11カ所に防犯カメラを設置しているほか、栗山警察署南幌駐在所及び栗山地区防犯協会が毎月発行する広報紙による情報提供、防災無線や町公式LINEによる事件発生に関する注意喚起などに取り組んでいます。

また、高齢者に対しては、各单位老人会における健康教育や介護予防事業の際に詐欺や不審者に対する情報を提供し、防犯意識の向上に努めています。

全国的に高齢者を狙った事件が多発していることから、今後におきましても、町民が凶悪犯罪の被害に遭わないよう、栗山警察署や関係機関と連携するとともに、町内の各種事業において啓発活動を行い、事件事故のない安全安心なまちづくりを進めてまいります。

議長
高橋議員
(再質問)

9番 高橋 修平議員。

広報誌による情報提供、注意喚起いつもありがとうございます。そこはまた別の部分になると思うんですけど、他市町村や警察の動向を参考にしつつ、早期に取り組める内容を町として実施することが重要だと思っています。しかし財源には限りがあるため、国や警察の施策とは別に、町として最大限できる防止策を講じることが求められると思っています。具体的には、防犯対策への補助金を提案したいと思います。住民の防犯対策のきっかけになればよいと考えますので、高額な補助金を出す必要もないかもしれませんが、リフォーム助成金のように毎年限定的に行うものでも良いのかなあとも考えます。その補助金を出す対象の例としてなんですけど、個人宅の防犯カメラに対するも

の。これは北海道でも一つ、二つぐらいしか多分自治体ではやってないと思うんですけど、これと、あとはセンサー付ドアカメラの設置ですとか、長期不在時にタイマーとかのアプリでオン、オフができる照明機器などとか、あと補助錠ですね。それとかあと防犯フィルムなど、犯人が進入困難になるＣＰ部品というのがあるんですけど、これの取付など。ほかにもまだまだあると思うんですけども、あくまで例ですね。また、補助金を出す以外のところで、これもほかの自治体でやっているんですけど、効果があるとされている防犯ステッカーの配布とかも、これも有効かなと思ったりもします。何かこう見られてますよって書いてあるステッカーですとか、防犯カメラ作動中みたいなことが書いたステッカーですとか、これはカメラ付インターホンとかも各家庭に付いている方も多いと思いますので、これも防犯対策の一つになりますので、多くの個人宅でも貼ることができると思います。これらの防犯対策を実施して、南幌町の犯罪抑止力の向上と、魅力向上を図るために、町として早期に何かできることはないか、もう一度再質問させていただきます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

高橋議員の再質問にお答えをいたします。防犯対策、いろいろあるかとも思います。全国ではいろんな例があって、先進的な事例もあるかとも思います。個人宅へのカメラの設置補助ですとか、またはセキュリティー会社への委託になるんですかね。いずれにしても、かなりの高額になると思います。そういう費用面などの課題があるのではないかなと思います。それにつきましては、先進事例も踏まえながらこれから検討をさせていただきますけれども、今できることとしましては、やはり町としては意識啓発、特にお年寄りへの見守りも含めて、そういう啓発が大事じゃないかなというように考えてございます。防犯ステッカーですとか、そのような事例もあろうかとも思います。それらについてはこれから先進事例を踏まえて検討してまいりたいと考えています。

議 長
高橋議員

９番 高橋 修平議員。

答弁のほうありがとうございます。そうですね。防犯対策件数率日本一を目指しますみたいな、そういう率があるのかちょっとわかりないですけど、こういうようなこととかを南幌町の町のＰＲとして周知していくと、僕はですけど、犯罪抑止力とか町の魅力も向上して、安心安全なまちづくりというものにつながると思って今回質問しました。そのためには何かしらの施策があると良いと考え、提案させていただきました。再々質問はございません。これで終わりたいと思います。

議 長

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

場内時計で１０時４５分まで、休憩をいたします。

(午前１０時３９分)

(午前１０時４５分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に５番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は教育長に1問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。子どもの読書推進について。第2期南幌町子どもの読書活動推進計画では、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものと示されています。

特に、幼少期からの絵本など、読書活動は言葉を学ぶためだけではなく、読解力、想像力、思考力、表現力、感受性などを養い生きる力を身につけるために家庭での役割は重要と考えられており、家庭での子どもへの読み聞かせは、大好きな人と肌を寄せ合い人の声で読んでもらうという行動で、自分は大切にされているという安心感と自己肯定感につながるといわれています。また、情報メディアの発達と普及により子どもたちの活字離れが進み、読書に親しむ機会が減少しているといわれています。しかし、社会のニーズとともに、SNSの情報やデジタルを利用した生活に疲れやストレスを抱えている児童生徒も少なくありません。そのような時こそ本を通して子どもたちに心を養える環境が必要です。また、学校図書の役割には、子どもたちの居場所の提供や、生き生きとした学校生活を送り、自由な読書活動として重要な機能があると考えます。そこで教育長に以下の4点について伺います。

1、本町では幼児期からのブックスタートや朝の読書運動、幼稚園、保育園への出張読み聞かせを行い、新入学児童には本を贈るなどの取組を行っていますが、その効果と今後の幼少期における読書活動をどのように進めていくのか伺います。

2、家庭での読書環境の充実を図るため、家庭で読まなくなった絵本を回収し、必要な家庭へ提供するなどの考えは。

3、デジタル図書の普及など読書環境が多様化する中、子どもたちが自発的に読書し、自己肯定感や充実感、満足感を得られるように、デジタル図書とのバランスも含め、どのように取り組んでいくのか伺います。

4、学校図書において、児童生徒の読書への関心を引き出す読書活動をどのように推進していくのか伺います。

教育長。

子どもの読書推進についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、これまでの取組から、ぽろろ図書室の親子連れでの利用者の増加や、子どもたちの読書活動の推進に大きな役割を担っていただいている「読み聞かせサークル」と連携した様々な事業への参加者が増加傾向にあるなど、保護者の読書活動に対する理解が深まっていると感じています。引き続き、主体的、意欲的に読書習慣を身に付けることができるよう取り組んでまいります。

2点目のご質問については、ご家庭で不要になった本の活用については、リサイクルブックフェアがその役割を担っていることから、絵本を含めた利用を周知してまいります。また、今年度から、リサイクルブックフェアで活用されなかった本や除籍図書の一部を、いつでも自由に持ち帰りができるよう「リサイクルブックコーナー」を開設し、

議長
教育長

本の再利用環境の拡充に努めています。

3点目のご質問については、デジタル図書は、いつでもどこでも利用できる反面、端末や通信環境の整備が必要であります。新しい読書の形、選択肢の一つとして、デジタル図書の普及状況や他の公共図書館の活用なども含め、導入の検討を進めてまいります。

4点目のご質問については、学校図書室では、図書委員が中心にポスターを制作し本の紹介を行うなどの活動を行っており、本の楽しさを伝え、児童と児童が関りを深めることで読書活動が進むものと考えます。さらに、ぼろろ図書室から小学校の各学年のフロアへの配架により、低学年の利用が増えていることから、来年度より学校図書室への配架について検討してまいります。

5番 佐藤 妙子議員。

議長
佐藤議員
(再質問)

再質問させていただきます。まず1点目ですけれども、保護者の方たちの理解が深まっているというお話でございました。本当にいろんな形で、皆さんボランティアとかいろんな形でやっているんですけれども、やっていてどうなのかなっていう、そういう自分たちがやって本当に子どもたちの役に立っているんだろうかという、そういうお声もありまして、理解が深まっているという話なので、大変安心いたしました。その中でですね、今現在小学校の入学時に、教育長から手渡しで本を贈呈されております。父兄からはですね、子どもの成長を見守る本当に優しい町だという、そういう声も聞いております。今後はですね、中学生の入学時にも導入してはいかがでしょうか。特にこの多感な時期に良い本との出会いが中学生生活に影響を与える可能性を秘めていると思いますので、伺います。

2点目です。リサイクルブック、また、最近できた古本ですね、再利用。私も1回見たんですけれども、ぼろろの通路に本棚がありまして、そこに皆さんが読み終えた本、また、図書室で使わなくなった本を展示しております、自由に持っていきってくださいという、そういう取組だったんです。私もすごい良い取組だなという思いで見えていたんですけれども、実際にぼろろに来なければわからないわけですよね。そういう良い取組をぜひやっていますよということを、ぜひ告知してほしいなということと、それとリサイクルブックはもう何年もやっていまして、私も何回も参加させていただいています。その中で、多くの方がいらっしゃるんですけれども、絵本を欲しいと思って来た方が、いつも少ない、もうなくなっているということも聞きまして、そういう部分もありましてね、やっぱり幼児期から絵本を家庭でたくさん読むということが重要だということを言われているんですけれども、絵本は1冊大体1,000円から2,000円ぐらいするんですね。やっぱり高価なんです。それで年齢が上がるとすぐ読まなくなってしまうということもありますし、また、それを図書室で借りるにしても、年齢が低いと破いたり汚したりするので、その頃の親御さんたちはやっぱり借りようかな、どうしようかなと悩まれる方も多いと思うんですね。そういうことから、ぼろろに回収ボックスを常設してですね、多くの子どもの提供できるのではないかなっていう。まあ回収ボック

スを置いていって、もう自分の家で使わないですって、もう読み終えたから、どなたかに読んでいただきたいという方に、その回収ボックスに入れていただければいいわけですので、そんなに手間はかからないと思いますのでね、そここのところも検討していただけるのか、再度お聞きいたします。

3番に関しては、導入を検討していただけるというお話でしたので、こちらは理解させていただきました。

それと4点目なんですけれども、来年度より学校図書室への配架について検討していただくということで、大変嬉しく思っております。それで、今学校図書というのは本当に見直されてきている。まあ今の子どもたちはデジタル化社会の中で、本当に家にいても学校にいても、デジタル化が子どもたちの身近にあるという中でね、やっぱり学校図書というのは一つの居場所という考え方で、すごく最近考え直されているということが新聞にも載っております。それで、読みたくなる環境づくりや工夫が必要だと思うんです。そのために、本来学校司書というのは本当に重要なんですけれども、今資格を持つ教員が大変少なく、全国的にも定着していないという、そういう現状だそうです。本町においても、従来の教員業務と併用しながら一生懸命図書室業務に携わっていただいております。その中で、今後はもっとですね、学校図書が充実できるよう、連携大学とか外部機関からアドバイスをいただくなど、図書担当の教員が働きやすい環境を考えることが、やっぱり学校図書の環境づくりにも役立つのではないかなと思いますので、その点もお伺いいたします。3点よろしく願いいたします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。まず1点目、ブックスタートプラス、その中学校版というのでしょうか。そのように拡大してはという御質問だったかと思います。まず、これまで教育委員会は、幼児期に絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを高めるブックスタート、それから小学校入学時に子ども自身が読書に親しむきっかけづくりとしてのブックスタートプラス、これに取り組んでいるところです。それで、中学校の入学にあわせてさらに読書に、より自分自身の価値観の拡大だとか、考える力の進化につなげていきたいというこの思いは、私も佐藤議員と同じ思いです。共通の思いであります。中学生という多感な成長時期を考えると、これまで親しんできた本以外にも様々な本に出会って、新しい自分を発見してほしいという願い、これは私も持っているところです。そういうことから、1人1冊というよりは、図書室、これを充実させた中で様々な本に出会ってほしいという思いがあります。ただし、その思いが届かないというようなところも懸念されるところがありますので、これを読んでほしいというメッセージ、その要素を取り入れた配架や特設コーナー、このようなものも取り入れて進めていきたいなと思っております。

それから2つ目、リサイクルブックコーナーの周知と、それから絵本の設置の部分でございますけれども、現在のところ、リサイクルブックコーナー、この周知を充実させるということで行って、その中で

大人も子どもも同じリサイクルの立場で行っていくということを考え、まず周知のほうを充実させたいというふうに考えております。

3つ目、学校の図書室の充実ということでございます。先ほどの中学校版のブックスタートプラスとまた重なるところもございますが、小学校だけではなく、小学校と中学校の図書室、それからぽろろ図書室の連携、これを密にすることによって一体的に管理を行う、そのような図書室運営を充実させる取組を現在計画中でございます。このことを進めて、教員の負担の軽減、それから何よりも子どもの図書の充実、そちらのほうに取り組んでまいりたいと考えております。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

5 番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。1点目の、中学の入学時にというお話の中で、今、教育長のほうからそのような御答弁をいただきました。十分に、ブックスタート、またブックスタートプラスとかで、いろんな形でこの町で取り組んでいただけたというのは大変評価しております。その中で、やはり最近中学校でもそういう活動をし出したという、そういう所が何か所か増えてまいりました。そういう部分で、今教育長がおっしゃられたように、いろんな形を通してやってみるということで、その先に中学生の子どもへの本の贈呈ということを、ぜひ将来的に考えてやっていただけたらなと思います。これは要望ですので答弁はいりません。

それで最後なんですけども、2番、3番に関しては理解させていただきました。

4点目、学校図書なんですけれども、学校図書というのはやっぱり家庭と同様に今後南幌町の子どもの成長において重要な役目を担っていると私は感じています。やっぱり子どもたちはデジタル化社会の中で、南幌町の子どもたちは本当に本を通して豊かな心を持ち続けて成長してほしいなあという、そういう思いで私は今回一般質問させていただきました。先ほど教育長もお話しされておりましたけれども、ぽろろの図書室と学校図書が連携してというお話もありましたけれども、今後進められる小中一貫校の中で、読書推進をどのように連携して、どのような思いで教育長は進めていかれるのか、その部分がありましたらお伺いしたいと思います。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

佐藤議員の再々質問にお答えします。このような様々な情報が飛び交うこういう時代であるからこそ、論理的思考力を支える読解力、これが必要であり、これを小学校、中学校一体となって進めていくことが大事だと考えております。そのために、やはり図書室の充実、これは大事なものであると。知っている単語だけに注目してわかったつもりにならないように。それからSNS上流されている言葉を考えもなく、受け入れるだけにならないように、時間をかけてじっくり文章と向き合う精読、それから心読による読解力の向上がその一助になると考えております。その中で、現在ぽろろのほうにも子どもたちがたくさん借りに来ているところでございます。ですが、小学校、中学校それぞれで生活している中で、やはりぽろろにある本を読みたいと

いう、そういうような希望も聞こえてきていることですから、ぼろろの図書室にある本を小学校、中学校に、そこに配架して、子どもたちがより読書に携わる時間を増やしていければというふうに考えております。特に小学校、中学校本当に大事な時期です。ここは子どもたちの読みたい本のリクエストも取りながら、充実させたいと考えておりますので、今後このように進めてまいります。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

湯本議員

次に1番 湯本 要議員。

町長に2点ご質問させていただきます。まず最初に、本町で行われております自衛隊での職員研修、これの中止を求めるものであります。現在、町は職員研修として自衛隊での「生活体験」を実施しています。自衛隊は、災害時には被災地での救助活動など、なくてはならない存在です。しかし、自衛隊は本来の任務として災害地救助活動を目的とした組織ではありません。自衛隊は「長沼ナイキ訴訟」における憲法違反との判決は今も生きており、国民の中でも様々な議論がある中で、各自治体における対応も様々です。

私は、現状において自衛隊は憲法に違反するとの思いから、自衛隊での職員研修の中止を求めるとともに、自衛隊を職員の研修先とする目的について町長の考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

自衛隊での職員研修は中止をのご質問にお答えいたします。

ご質問の自衛隊を研修先とする目的については、規律や組織行動を重んじる自衛隊での生活体験研修に参加することにより、自己規律の意識向上とその重要性を再認識するとともに、組織で仕事を行う際に必要な連帯意識の向上を図ることを目的として、令和元年度より実施しています。

本年度は、恵庭市・由仁町の職員と合同で、本町からは5名が参加し、職員からも有意義な研修であったとの報告を受けており、研修の成果があったと考えることから、中止する考えはありません。

議 長
湯本議員
(再質問)

1番 湯本 要議員。

今の回答ですね、少し疑念を生じるわけです。職員とは何なのかなというふうに思うんです。私は町内会の役員もしておりまして、日頃町の職員の皆さんには本当にお世話になって、今町内会での活動維持もですね、本当に職員の方なしには動かないというような状況に立っています。本町における職員と町民とのこの関係といいますかね、これをより一層密にしていって、職員の方々が町民の日常の生活、それから悩み、苦しみ、それを敏感に受け取っていただいて、職場の中で自由に発信する。どういう案がいいか、どういう施策がいいか、職場の中で議論していただく。そして、それに働きがいや喜びを感じていただく。こういう、まあ理想かもしれませんが、私は職員と町民との間の関係をですね、見ているわけです。自衛隊は私も実は10代の頃に1週間ぐらい、この研修だったかどうかわかりませんが、体験をしたことがございます。あの、自衛隊と公務員、自治体労働者の皆さんとの目的というか性格は、真逆なんです。御存じのように、

自衛隊は憲法違反かどうかというのはですね、ここで長くなりますから簡単に、長沼訴訟で違憲ということが出されて以降、最高裁をはじめ、自衛隊に対する判決は避けられております。従って、裁判所の中での判決というのは、1審判決ではありますが、長沼ナイキ訴訟における札幌地裁での自衛隊は違憲というのが、通説として生きているわけですね。あとはもう避けてるわけですから。従って、今、国のほうでは自衛隊の違憲状態をどう解消するかということで、自民党は憲法改正、9条の中に自衛隊をちゃんと書き込もうと。こういうことなんです。だから与党も含めて、憲法違反の状態にあるということは、もうわかっているわけです。従って、職員がですね、就職の際にする宣誓、御存じのように、日本国憲法を守り、そして住民の福祉に貢献するということを、皆さんは宣誓するわけです。そこに本質があるわけです。だから、顔も目もしっかりと住民の側に向けていただいて、住民の様々な要求や苦しみを感じ取っていただいて、それを市政に反映していく。それが望まれているというふうに思うんです。で、自衛隊でのですね、組織の規律を重んじ、体験生活を通じて自己規律の意識の向上。連帯感というんですけど、これ全部内向きで職場内のことになっちゃいますよね。なぜそうなるかというと、自衛隊の目的は個人個人の人間が、兵隊がですね、兵隊と言ったら怒られますけど、自衛官が判断する能力を持てはいけないという教育を受けます。上官の命令には下が疑問を持たず、目の前に敵がいたら殲滅する。殲滅というのは殺すことです。それを目的として、日常訓練をし、日常そういう生活をしていく。それが自衛隊なんです。批判はしません。国を守るために必要な組織だし、そこで躊躇しながら闘う兵隊がいたら、私だって心配になっちゃうわけですから。だから自衛隊がやる役割と、そういう地方組織で住民の福祉の向上のために働く皆さん方とは、真逆なんです。性格が。これをやっていくためには、職場の中でどれだけ職員の皆さん方が自由にものを話し、町民から受け止めたそういう問題や悩みについて自由に立案、発案しながら議論して、上司の顔色を伺ったり上からの命令に従うんじゃなくて、町民のそういった日常の苦しみや要求を汲み上げていく。そういう仕事のやりがい、生きがいを持っていただきたいというふうに思っているんです。ぜひそういう職場をつくっていただきたいというふうに思うんですね。ですから、自衛隊が受ける研修の中ではですね、そういった良い面がどんどんどんどん潰されていっちゃうんじゃないかなというふうに私は思うんです。

で、町のほうから出していただいたですね、昨年度の陸上自衛隊北恵庭駐屯地内における生活体験、これをいただきました。最後の報告書の中では有意義なものであったということで、いろいろ書いてありますけども、訓練の中身を詳細に日程表でいただいております。これ見ました。すごく心配になりました。これは7月の4日から7月の6日、3日間、時間にして、睡眠時間を除いて研修の時間は40時間です。そのうち、住民に役に立つ救助活動ですかね。それに直接的に影響のある訓練の科目は、3時間40分。何か言いますとね、レンジャ

一での保有によるロープ訓練、ロープ、重いものを移動したりする時のロープの縛り方、野外衛生で、衛生陸曹が教官としての実施で、心肺蘇生や救急法の術科、こういうものを学んだというのが、合計で3時間40分です。あとは何をやっているかというですね、資料館、それから装備品の展示。装備品は何を見ているか。Amb、AED、EV、MBRSなどなど並んでおりますが、これは自衛隊法で言いますとね、一部言いますけども、EVというのは電気自動車ではありません。ドップラーレーダーといって、あらゆる物体の速度、距離、要するに、戦車の球がどのスピードでどこに着弾したかということ図るレーダーですね。そういうものであります。それからRCVというのは、これも車ではありません。偵察用警戒車、それから高低作業車などなど、いわば武器であります。そういう機構になります。それから、資料館でもそういったものを展示を見る。それから、大事なのは防衛法教育というのが2時間にわたってあるんですよ。副連帯長による防衛法教育。防衛法とは何か。安保法制をはじめとする十何本のですね、今、法案がその中に示されておりますけれども、防衛白書の中ではこう書かれています。この防衛法が成立することによって、アメリカ軍の後方支援ができるようになったと。これで、自衛隊はですね、要するにアメリカとの共同演習、それから事があれば、一緒に戦場にその行くことができるというような記述も、防衛白書の中にも出されております。そういう教育が、自治体職員の中に必要ですかと。背囊背負って10キロ行進、いろんなのが出ていますけども、そしてあれですよ。この研修期間中においてはですね、迷彩服を着用。そして戦車にも乗って、戦車の性能を確かめたのか、当初、戦車の構造機能の説明。そういったことをこの駐屯地の中でやっている。ほとんどは、自衛隊装備の点検や自衛隊員が何をやっているかと、自衛隊の宣伝みたいなものですね。ですから、当時もうやっていませんけれども、大阪の市長を務めていた時のテレビなどによく出てる橋本徹氏なんかはですね、市長時代に、この研修はふさわしくないと。自衛隊を宣伝するだけだということで、大阪市では中止をしています。管内でもどれだけの所で実施されているのかということで、調べてみました。先ほど答弁があったとおり、南幌と由仁町だけです。これに恵庭が入って1市2町でやるという状況になっています。全国でも、実施している所でもですね、迷彩服の着用はだめ、軍事装備品に対する教育、それには触れないという形で自衛隊の演習は許可、許可といいますか、やっている所もあると。いわばこういう形で、どこが提案したのか、自衛隊のほうから来たのかわかりませんが、丸々こうした研修をですね、受け入れてやっているのは珍しいと思います。それは憲法に対して、自治体の職員が先ほど言いました宣誓に対して触れるおそれがあるから、少なくとも迷彩服と軍備の所にはやらないというのが、そこそこの自治体のですね、首長さんの判断できているわけです。南幌ではこうした形が出されていると。憲法に多少違反してるんじゃないかということが一つの問題です。

それから、そうした体験を通じて、決して町民の側に立った町民の

福祉の向上、これに貢献する、やりがいのある公務員といいますかね、役場職員という意識がつくられていくのかというところにも、私は大いに疑問を持つわけです。せっかく今、町の町民と職員との間では様々な協力関係ができていますし、私はこれがもっともっと進んでいただきたいというふうに思うわけです。しかし近年、いろんな町民の方からも声が聞こえてきます。役場に行っても顔は見るけど挨拶してくれない。誰が来たのか、何の用事で来たのかってじっと見られる。顔も上げない。挨拶もしてくれない。そういう声も度々聞くんです。一生懸命やってもらってます。私は体験してます。一緒に花を植えたりね、掃除したり。でもやっぱりそういった町民の声にも耳を傾けながら、町長はどういう町政を町民との間でつくろうとしているのか。何らかの事業をやるというハード面ではなくて、そういったこの職員と町民とのソフトの面でですね、ぜひお伺いをしたいというふうに思うんです。そのためには、まずこの事業について、私は中止すべきだというふうに思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、職員と町民の関係ということで、いろいろ御意見をいただきましたけども、私は町民のいろいろなものを職員が感じ取ってもらう、そしてそれをどうしていくのか、対応していくのかというようなことを、職員にも話しているつもりでございますし、また、そのきっかけとして、いろんなイベント、行事にも参加をして、町民とのコミュニケーションを深めてもらうというような組織づくりをしているつもりでございます。さらに、日頃の業務を町民に落としやすくするために、地域担当職員制度というものを設けまして、町民側からの意見などをもらって、そういう説明をしているところでございます。これが進んでいるかどうかについては、議員のお考えもあるのかなと思います。また、職場で自由に職員が発言するということで、閉塞的に思われているのかもしれませんが、職員にはいろいろなセミナーに参加をしてもらっています。また、職員研修もいろんな形の職員研修がございます。その中で、例えば若手職員が政策提言をすると。私に対して政策提言をすると。それを私が幹部職員と協議をしながら、それを政策に反映していくというようなことで、闊達な意見を求めています。これも、その進度についてどうかと言われると、また議員の思うところもあるのかもしれません。それと職員が挨拶をしないということで、議員から指摘がありました。私もいろんな機会がある度に、私が職員に対して挨拶する度に、来庁者への挨拶、これは町の職員としての基本であるということを毎回申し上げております。その中で実行されていないということでございますので、これについてはまた職員に対して、そういう意見があったということは申し伝えたいと思います。

それで自衛隊に関してでございますけども、違憲か合憲かということでございますけども、これについてはそれぞれのお考えがあるのではないかと思います。それが今までの経過ではないかなと思います。それで、ここで私の考えは申し上げることもないのかなと思っており

ます。

それと、自衛隊を研修先とする目的でございますけれども、やはり自衛隊は規律や組織活動を重んじるということで、例えば大規模災害時における現場の対応ですとか、そういうことが最も豊富な組織であるということから、研修先の一つとして選定をしているところでございます。また、本年度、近隣の由仁町、それと恵庭市と合同で開催をいたしましたけれども、このように20数名でありましたけれども、受け入れ体制が整っているということも、その理由の一つでございます。当然実績も豊富でございます。その研修の中に、やはり自衛隊を宣伝するような意図があるんじゃないかとか、または、迷彩服の着用ですとかということを言われましたけれども、やはり自衛隊での研修ですから、その中に入っただけの研修ということになります。それをわかっていて職員研修として選定をしているところでございます。研修の効果としましては、例えば職員の使命として、災害時には町民の先頭に立つこと、現場の状況を的確に把握すること、そして、やはり連帯意識を持つことが重要でございます。自衛隊での研修参加によりまして、職員の意識がそういうことで培われていると思いますし、参加した職員の報告を見ましても、そういうような意識が持たれているものと思います。町といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、そういったことを目的として、自衛隊への研修に参加をしております、それ以外の意図とか内容は含んでおりません。従いまして、自衛隊への研修を中止する考えはございません。

議 長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

今回答をいただきました。いや、わかりました。町長の考え方は。これはそれをどう評価するかというのは、町民の側の皆さんに委ねたいというふうに思います。いずれにしても、私たちはやっぱりこの小さな町の魅力、それはですね、やっぱり町民と行政、職員の皆さんとの距離が非常に近く、悩みも話しやすいし、そういった身近な存在であってほしいというふうに思っているわけです。そして、そのことにいろいろ苦労はあるし、私たちもわがままですからね、御苦労はあると思いますけど。私たちがいろんなことを言いますから、それはあると思うんですけど、それを耳に止めて、しっかりとですね、行政の中で反映をしていただきたい。それに働きがいややりがいを見つけていただける。そういうぜひですね、職場環境をつくっていただきたいということを願ってですね、この質問については終わらせていただきたいというふうに思います。

続いてですね、2問目。南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業の中止について、御質問したいというふうに思います。現在、町民の生活は、異常な物価上昇が暮らしを直撃しており、日々の暮らしもままならない状態です。

町政に求めることは学校給食費の軽減であり、あいる一との利用料金の軽減であり、介護保険や国民健康保険料の負担の軽減です。今求められるのは町民の暮らしに直接届く行政サービスであり、町民の所得が物価上昇を下回る現状では南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の

整備事業は町民の利益となるとは考えられず、中止を求めるものです。
町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。
南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業の中止についてのご質問にお答えします。

南幌温泉周辺の整備につきましては、「第6期南幌町総合計画後期基本計画」や「都市計画マスタープラン」に登載し、南幌温泉と一体となった周辺整備について検討を行ってきたところでございます。

また、令和3年第4回議会定例会、令和4年第4回定例会での2回にわたる一般質問において、「温泉周辺の環境整備について、公園用地を活用したキャンプ場の整備を検討する」と答弁しています。その後、令和4年から令和6年にかけて、議会全員協議会において説明し協議を行い、さらに、議会産業常任委員会においても検討いただき、令和6年2月の全員協議会において政策合意に至り、それを踏まえ、令和6年度一般会計予算にキャンプ場整備実施設計予算を計上し、全会一致で可決をいただきました。

また、実施設計の中間報告として、本年度2回にわたり整備内容を全員協議会において説明し、ご意見をいただきながら進めており、整備に向けた議会のご理解はいただいているものと考えております。

また、議員ご指摘の町民の暮らしに直接届く行政サービスについては、「あったか灯油支給事業」をはじめ、現在、国会で審議されている経済対策における、低所得者に対する給付金事業のほか、国の交付金を活用した町民への物価高騰対策の実施を予定しています。

さらに、国において、物価高による生活者を支援するため、1月から3月に電気・ガス・燃料に対する補助金が交付され、価格高騰の抑制が図られます。

キャンプ場整備により、交流人口の拡大や知名度向上が図られ、南幌温泉との相乗効果により町民への利益が期待されます。

このことから、南幌温泉周辺における、キャンプ場等の整備を中止する考えはありません。

議 長
湯本議員
(再質問)

1 番 湯本 要議員。

この事業は、長年にわたって進められてきたと。そしてこの事業によって、町民の利益が得られるという回答がございました。近年、特に今年の春闘の時には、国をあげてのですね、労働者の賃上げ、春闘での高額回答が期待をされ、経済の不況から脱却が、いわば国民も少しは希望を抱いた時期ではあったと思うんです。しかし、実際には思ったほど賃金が上がらないばかりかですね、物価上昇率を下回り、物価はどんどんどんどん上がって、年に2回もね、同じものが値上げをされると。うちの孫の好きなポッキーもですね、9月に上がったと思ったら年明け以降にまた値上げをするというような状況で、特に生活に一番密着してる食料品、米なんかは47%以上の上昇率というのが出ています。そういった形で、一番、一番身近なところ、国が今事業を打ち切ったらガソリンも値上げしますね。それから健康保険料なんかも、もうありとあらゆるものが今値上げをしていく。南幌において

も、先ほど前議員の質問の中にもありましたけれども、学校給食費だってその総額の2分の1は町で負担するにしても、それぞれの世帯での負担額が増えてくるわけですよね。増えないですか。ごめんなさい。で、バス代やなんかのやつも今、値上げのやつが出てきている。あらゆるものがいわゆる出てくる。その中で、町がですね、先ほど言ったように、子育て支援や何かに力を入れて、本当にほかの町村からみたらよくやっているといえますか、努力してるということは、私も認めます。本当によくできてるなと思ってます。でも、やっぱりこの事業はですね、町民の側から見て問題があるというふうに思っているんです。一つは、議会と町との間では長年にわたって進んできたかもしれないけれども、私の知るところ、感じたところですね、町民の方の認知度はそんなに高くありません。え、こんなのつくるの。知ってたけどやるの。という感じです。何でやるの、今頃。こういう声もたくさん聞きます。やっぱり町がやる事業として、どれだけ住民にその説明をしてですね、合意を得るかということは、やっぱり政策を進めていく上での一つの大きな判断材料だというふうに思うことから、これが私は一つは不足をしているというふうに思います。

長年にわたってというのもありましたけれども、議員の側にこれの予算額がまず金額として示されたのは、前回ですね、4億円の事業費ということが示されました。それからが本番だというふうに私は思っているんですが、そこでお聞きしたいんです。町民の利益に還元されるというのであればですね、この事業が町民にどういう形でいくら還元するのでしょうか。普通の企業であれば、事業をする時に、対費用効果、投資したお金に対して利益率でいくらか。これははっきりしているわけですよね。だから、利益利益って言っても、目に見えるものなのか見えないものなのかというのがあります。管理経費はいくら見込んでいて、収入はどれだけ見込んでいて、自主的に町民の利益になるという根拠をまずお示してください。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、町民の認知度が不足してるんじゃないかということで、御意見でございますけども、これはやはり実施設計をしながら、議会の皆さんと議論をしながら、それである程度形にしながら、町民にお示しすることが大事じゃないかなと思います。それで、形がなかなか見えない中で、町民周知することになると、また、いろいろなことが町民の不安も招くことになりますので、実施設計を進めながら、町民に周知をするという考えでございます。

それと今、町民の負担、いろいろ言われました。学校給食費につきましては先ほど申し上げたとおり、町のできる子育て支援、たくさん事業費が膨らんでいる中で、今できうる対策として2分の1の助成に向けて、来年度その協議を議会にお願いをしたいということを私は申し上げているわけでございます。それと、あいる一とですとかというお話もございましたけれども、その値下げ。今、路線バスを維持するのが大変でございます。値上げがされても値下げがされている事実は

ないかなと思います。もう各事業者、必死の状況でございます。それで、現行料金につきましても以前も申し上げましたように、アンケート調査をみながらやっておりますので、現段階では8割方の理解をいただいているものと思っております。それと、国の対策でございますけれども、議員御承知と思いますけれども、低所得者対策、非課税世帯1世帯当たりに対して3万円。さらに18歳未満の子どもに対しては1人2万円の加算をするということで、これらにつきましては第1回目の支給を12月30日に予定してございます。また、先ほど申し上げました燃油対策、これらについても国のほうで実施をしていくということでございます。

それで、温泉周辺の整備による効果でございますけれども、いくら効果があるんだということで、はれっぱを整備いたしましたけれども、はれっぱについても同様なことを言われてございます。まあ、経済効果、はれっぱの収入、収支はわかりますけれども、そのお客さんが町に落としていったであろう金額については、なかなか試算のしようがございません。しかしながら、このはれっぱの整備によりまして、これだけの知名度向上につながったと。町の活性化につながったということを考えれば、かなりの効果があったのではないかなと思います。また、加えて今日も新聞に出ておりましたけれども、青年団体協議会が施設にイルミネーションを設置していただいたと。また、秋にはハロウィンを設置していただいたと。そういうコミュニティというのは非常にお金では買えないものでございます。そういう町民への効果が非常に私は高いと思っております。南幌温泉の周辺整備につきましても、南幌温泉の大規模改修が控えておりましたから、議会の皆様とはその大規模改修とあわせて、今までその協議を進めてまいりました。やはり温泉だけでなく、その周辺整備が必要でないかというような御意見がございました。そして、これより道の駅にしたほうがいいんじゃないかという御意見もありました。しかし、今できうる事業、それとやはり私ども、過疎債のない町でございまして、そういうことを踏まえながら、なるだけ財政負担が生じないような、財源充当が高い事業を目指す必要があるのではないかとということで、今まで協議をさせていただきました。私としましては、そういう経済対策が行われていること、これは国・道・町でして、経済対策が行われていること。そして施設の整備に関する効果や目的、計画に変更がないことから、また、それらの状況変化が私としてはないということから、事業の中止をする考えはございません。

議 長
湯本議員
(再々質問)

1 番 湯本 要議員。

いろいろお答えいただいたんですけど、傍聴者の方も御存じかなと。今聞いてておわかりだと思んですが、質問に答えてないんですよ、質問に。この事業によって、町民の利益をはっきり言うと数字で表していないと。管理費がいくらかって、収益がいくら上がるのか。そしてどのぐらいの利用者を見込んでいるのか。そういうことは当然計画の段階でやるわけですよ。そのとおりに行くか行かないかは別として、計画段階では必要ですよ。それが利益というんですよ。もう南

幌の町名を他町村に広める、それはもうはれっぱが果たしてるじゃないですか。町民が今困ってるのは、本当に切実なんです。数字で言いますとね、このちょっと直近の道新にも出てましたけども、中小企業の倒産が今年は11年ぶりに1万件を超えるだろうというふうにいわれています。物価もまだどんどんどんどん上がっていく。国の貧困率は、アメリカやなんかを抜いて今日本がトップになっちゃう。国民全体の15.4%だったかな。これが貧困層といわれる。貧困層の収入というのはその国によって違うんだけど、どれだけかというと平均賃金の半分、日本では127万円以下。127万円以下で生活している世帯が、日本では15.何%もいるんです。具体的にいうと、年金でもですね、年金の支給率8万円未満。月額。40%ですよ。国民年金をまともにもらってもなかなかならない。年金の平均受給率は14万ちょっとというのが出てますけど、そういった貧困層を考えると、町の中でもですね、独居で、そして遺族年金にしても国民年金にしても、本当に収入が僅かな中で暮らしをしていく。よくテレビでも出ますけども、よく3食を2食にする、買い物に行くにもですね、やっぱり車も使えて、先ほどあいる一との話があったけども、それだって僕はもうちょっと町民の側に立ったアンケートをしてほしいと思うんです。あいる一とを使っている人のアンケートだから、あいる一とを使えない人のアンケートをとってほしいんです。使えないんだもん。5,000円ぐらいの買い物をするのに、片道300円なら安いと思うかもしれない。だけど往復だったら600円かかっちゃう。ちょっと寄り道して3回使ったらもうそれで900円。何にそのぐらいのお金を今物価高でどんどん何でも上がってるのは当然みたいなことを先ほどおっしゃいましたが、バス代だって上がるってね。だけど、町民の暮らしってそこが本当にもう命綱なんです。そういう暮らしをしている時に、直接的な援助は確かにいろいろしてますよ。でもね、その収益や効果がしっかりと今ここで示されないような事業をね、今手をつけるんですか。これから具体化していくって言いましたが、実際にはこれが進め始めちゃったら、もう国からの助力を受けて進めちゃうわけでしょう。したらどの時点で町民の意見が反映されるんですか。だから、今その町民の暮らしの現状をしっかりと押さえて、これが1年で終わるんならいいですよ。どう考えたって、この暮らしがあと1年や2年でよくなるなんて思っている人方は誰もいないですよ。その時に、はれっぱ、第2の工業団地もつくった。そして、こっち側にも。やっぱり町民の側からすればね、そうした旧態依然たると言ったら怒られるかもしれないけど、昔の、昔ですよ。自治体がよくやられたような開発計画ではなくて、やっぱり町民の生活に根ざした暮らしを守る側に目を向けてほしいと願うのは、私は当たり前だと思うんです。その中でもやろうとするんだったら、今言ったような質問に対してはきちっと正確に答えてくださいよ。中途半端じゃないですか。管理費いくらぐらいで、そして収入はどれぐらい見込んで、そして温泉との相乗効果はどのぐらい出るから、だからこれぐらい投資しても町民の利益になるんだと。そういうしっかりとした答弁を求めたいと思いま

す。

議 長
町 長

町長。

事業費の試算、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただき、その後私から答弁をさせていただきます。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、現在のキャンプ場の収支のシミュレーションについて、説明をいたします。前回、全員協議会の時に示させていただきました、27区画でシミュレーションしておりますけれども、基本的には今の流れの中では、1年目につきましては利用者人数3,026人、収入としましては1,507万円、支出としては1,502万円ということで、スタートにつきましては、プラス5万円ということになっております。なお、稼働率につきましては、通常のキャンプ場であれば20%前後ということでございますが、キャンプ実証のうちの数値を参考に、初年度を25.1%にしております。本年夏に行われましたキャンプ実証の中では、マックスが15組の上限でございましたけれども、その中で稼働日数は27日、稼働率は全体で60.7%という稼働率となっております。祝日につきましては、96.4%ということから、非常に夏場については効果が出るものということから、そのような試算を用いております。おおむね2年目以降につきましては、累計数字で1.05倍、1.11倍、1.15倍、5年目では1.2倍とさせていただいておりますので、5年間で並べますと収入で1億657万円、支出で1億621万円、プラスの36万円ということで、基本的には指定管理費を出さない形の経営ができるというような現在の見込みではおります。ただ、スタート段階では、当然資金繰り等の関係もございますので、その辺の調整はこれから必要なのかなというような読みとなっております。利用者人数につきましては、スタート時点3,026人、2年目3,178人、3年目3,495人、4年目4,020人、5年目4,824人というようなことで、全体で約1万8,300人、5年間で入るとこのような見込みとなっております。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

それでは、私のほうから再々質問に対して答弁をさせていただきます。はれっぱ、準工を含め、旧態依然の形で進めているのではないかという御指摘をいただきました。町の活性化を目指して、また、これからの町の行き先を見据えて事業を実施しているつもりでございます。総合計画の中にも反映して、議員の皆さんとも議論をしながら進めているわけでございます。また、キャンプ場につきましても、はれっぱにつきましても、準工につきましても、住民の代表であります議員の皆さんと相談をし、そして予算の承認をいただいて進めているところでございますので、そういう意味でまだ町民への周知が足りないというお声もありますが、それはこれからまた管理運営だとか、実際の実施設計の形だとか、そんなようなものも含めて周知をしていきたいなと思っています。

議 長

1番 湯本 要議員。

湯本議員
議 長
湯本議員

すいません。回数を忘れました。

答弁漏れがあれば許します。

すいません。3回目までということで間違えました。今ですね、出た数字が報告はされたんですけども、これね、予想した数字ですよ。予想した数字っていうのは、いわばこれぐらいかかるからこれぐらい収支入るって、大体ちょんちょんぐらいに見込んで出してくる。事業にありがちなところで実態がどうなるかなんていうのはほとんど懸案されてないというようなことを感想として持ちますが、この温泉のところの整備計画をこれで進めていくということで、先ほど町長のほうはですね、いわば町民の利益だけではなくて、町民の利用度もあるというふうに思うんですが、ここの利用率として最後に1点だけ、再質問みたいになっちゃいますけど、町民の利用率っていうのはどのぐらい考えてるんですか。

議 長

3回目の答弁が終わってるので、この答えについては後ほどということでしょうか。

(はいの声。)

それでは、以上で湯本 要議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第60号 功労表彰についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長
町 長

(局長朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第60号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。

本間 秀正氏は、議会議員として5期20年間にわたり在職されたほか、消防団員として42年間、総合農政推進協議会委員として20年間勤められるなど、地方自治及び農業の振興発展に多大な功績がございます。

織田 章氏は、消防団員として42年間勤められ、この間、分団長を2年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

以上、お二方を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。功労表彰について、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第60号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場時計で、13時15分まで休憩といたします。

(午前11時56分)

(午後 1時14分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 議案第61号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第61号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出では、あったか灯油支給事業費の追加、障がい児支援給付費の追加、児童手当支給経費の追加、保育所等運営補助事業費の追加、長幌上水道企業団繰出金の追加、畑地化促進事業補助金の追加、南幌温泉指定管理委託料の追加、給食センター賄材料費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の追加、企業版ふるさと応援寄付金の追加、財政調整基金並びに南幌温泉ハート&ハート基金繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,860万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,150万1,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第61号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第8号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。予算書12ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額248万円の追加です。財産管理経費で、ふるさと応援寄附金積立金の追加並びに預金金利の上昇に伴い、利子積立金を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額698万3,000円の追加です。社会福祉総務経費で、燃料価格高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象として、1世帯あたり1万3,000円を助成する、あったか灯油支給事業に係る経費を追加するものです。対象世帯は520世帯を見込み、12月30日に初回の支給を行う予定です。

6目ひとり親家庭等福祉費、補正額130万円の追加です。ひとり親家庭等医療費助成経費で、対象者の増加により受診件数が増えたことに伴い、扶助費を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額2,138万6,000円の追加です。児童生徒等医療費助成事業で、対象者の増加により受診件数が増えたことに伴い、扶助費を追加するものです。児童福祉総務経費で、児童発達支援並びに放課後等デイサービスにおける利用件数が増えたことに伴い、障がい児支援給付費支払事務手数料及び扶助費を追加するものです。

2目児童措置費、補正額742万6,000円の追加です。児童手当支給経費で、対象児童者数の増加に伴い、追加するものです。

3目保育所費、補正額3,854万5,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、保育園、認定こども園の利用者並びに町外私立幼稚園、保育所等の広域入所者数の増加に伴う保育施設等給付費及び令和5年度保育施設等給付費の確定による、過年度返還金の追加です。

保育士等就労支援事業で、保育園、認定こども園において新規で採用された保育士に対する就労支援金を追加するものです。なお、令和6年度の採用は、現在まで保育園1名、認定こども園7名となっています。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額214万7,000円の追加です。母子保健事業で、妊産婦の増加により、健康診査等手数料並びに出産・子育て応援支援金を追加するものです。なお、令和6年度、11月末における、転入を含む母子手帳交付者は38名、出生は41名となっています。

2目予防費、補正額535万1,000円の追加です。感染症予防事業で、5種混合ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンにおいて時限的に行われるキャッチアップ接種など、接種者の増加による委託料、及び令和5年度疾病予防対策事業費並びに新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の確定に伴う、過年度返還金を追加するものです。

次に、3項1目上水道施設費、補正額604万5,000円の追加です。長幌上水道企業団負担金で、企業長の任期満了に伴う人件費負担金の減額、令和4年度決算における建設改良に係る原価償却費の増加に伴う、令和6年度地方公営企業繰出金高料金対策として、長幌上水道企業団への繰出金を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,769万1,000円の追加です。経営所得安定対策事業で、水田畑地化に取り組む農業者に対し、土地改良区の決済金等を国が支援するもので、9経営体が採択されたことから補助金を追加するものです。食育活動推進事業で、支給対象者の増加並びに米価高騰に伴い、子育て支援米支給業務委託料を追加するものです。なお、12月9日現在、524世帯、926人に支給をしています。

次に、6款商工費1項2目観光振興費、補正額1,480万円の追加です。南幌温泉経費で、南幌温泉整備工事に伴う、パート従業員の休業補償に係る経費を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額210万円の追加です。町公営住宅管理事業で、夕張太公営住宅のボイラーの更新等を行うものです。道公営住宅受託管理事業で、柳陽団地の電気温水器を更新するものです。

次に、9款教育費4項3目子ども未来費、補正額60万円の追加です。青少年健全育成事業で、バドミントン少年団が全道大会へ、全国ピアノコンクールへ小学生2名、中学生1名が、中学校男女バスケットボール部が全道大会へ、バスケットボール3×3U18東日本大会へ中学生1名が出場するため、子ども文化・スポーツ全道大会等補助金を追加するものです。

次に、5項4目給食センター運営費、補正額157万7,000円の追加です。給食センター運営経費で、主食である、米、パン、麺並びに給食賄い材料の価格高騰に伴い追加をするものです。次ページにまいります。

10款公債費1項2目利子、補正額17万2,000円の追加です。地方債利子償還費で、預金金利の上昇に伴い、基金繰替運用利子を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書8ページをごらんください。

13款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額210万1,000円の追加です。3節保育所費負担金で、町内保育園並びに町外認可保育園入所者数の増加に伴う、保険料です。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額4,093万5,000円の追加です。6節障がい児施設措置費国庫負担金で、障がい児支援給付事業に対する負担金、7節児童手当国庫負担金で、児童手当支給に対する負担金、8節児童福祉費国庫負担金で、保育所、認定こども園に係る給付費負担金の追加です。

次に、2項3目衛生費国庫補助金、補正額100万円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金で、出産・子育て応援支援金事業に係る補助金です。次ページにまいります。

16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額1,029万4,000円の追加です。8節障がい児施設措置費道負担金で、障がい児支援給付事業に対する負担金の追加、9節児童手当道負担金で、児童手当支給に対する負担金の減額、10節児童福祉費道負担金で、保育所、認定こども園に係る給付費負担金の追加です。

2目土木費道負担金、補正額165万円の追加です。1節住宅管理費道負担金で、道公営住宅電気温水器更新に係る負担金です。

次に、2項2目民生費道補助金、補正額115万円の追加です。5節ひとり親家庭等福祉費道補助金で、ひとり親家庭等医療給付事業に係る補助金、7節社会福祉総務費道補助金で、あったか灯油支給事業に係る補助金の追加です。

3目衛生費道補助金、補正額25万円の追加です。1節保健衛生費道補助金で、出産・子育て応援支援金事業に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,464万4,000円の追加です。1節農業費道補助金で、畑地化促進事業に係る補助金です。次ページにまいります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金、補正額20万8,000円の追加です。1節利子及び配当金で、積立金利子を追加するものです。

3目基金繰替運用収入、補正額17万2,000円の追加です。1節基金繰替運用収入で、預金利息の上昇により追加するものです。

次に、2項2目物品売払収入、補正額25万2,000円の追加です。1節物品売払収入で、公用車入替えに伴い、車両2台を入札により売却したものです。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額2万円の追加です。

1 節一般寄附で、ディスコナイトインなんぼろ実行委員会様より寄附をいただいたものです。

3 目ふるさと応援寄附金、補正額 2 1 0 万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附として、東京都、タレントスクエア株式会社様より 1 0 万円、札幌市、株式会社アンビックス様より 1 0 0 万円、札幌市、中山組様より 1 0 0 万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

1 9 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 2, 2 3 1 万 5, 0 0 0 円の追加です。

3 目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額 1, 4 8 0 万円の追加です。

4 目ふるさと応援基金繰入金、補正額 8 9 0 万円の追加です。それぞれ財源調整を行うものです。

次に、2 1 款 5 項 5 目雑入、補正額 7 8 1 万 2, 0 0 0 円の追加です。令和 4 年度及び令和 5 年度北海道市町村職員退職手当組合事前納付金並びに追加負担金の確定に伴う清算還付金です。

以上、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 8 6 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 7 4 億 6, 1 5 0 万 1, 0 0 0 円とするものです。以上で、議案第 6 1 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第 6 1 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程 7 議案第 6 2 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 6 2 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳出では、保険給付費の追加、過年度分保険給付費等交付金償還金の追加、直診施設勘定繰出金の減額、歳入では、道支出金の追加、基金繰入金の減額、令和 5 年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 4 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 1, 6 9 4 万 3, 0 0 0 円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご

議長
住民課長

審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第62号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目療養諸費、補正額701万4,000円の追加です。医療費の増加に伴い、審査支払手数料及び療養給付費負担金を追加するものです。

2目高額療養費、補正額819万円の追加です。医療費の増加に伴い、高額療養費負担金を追加するものです。

次に、8款諸支出金1項2目保険給付費等交付金償還金、補正額132万5,000円の追加です。令和5年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を償還金として追加するものです。

次に、2項1目直診施設勘定繰出金、補正額412万5,000円の減額です。病院事業会計の繰出金を減額するものです。詳細については、後ほど病院事業会計補正予算で説明いたします。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額1,107万9,000円の追加です。1節普通交付金で、保険給付費等の増加に伴い、1,520万4,000円の追加、2節特別調整交付金で、直診施設勘定繰出金に係る交付金412万5,000円を減額するものです。

次に、6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額1,301万9,000円の減額です。令和5年度繰越金の確定に伴い減額するものです。

次に、7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,434万4,000円の追加です。令和5年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,240万4,000円を追加し、補正後の総額を10億1,694万3,000円とするものです。以上で、議案第62号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第62号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第63号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第63号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では退職手当組合清算金の追加、国保会計繰入金並びに企業債の減額、歳出では企業債償還利息の追加、医療機器購入経費の減額が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算に261万6,000円を追加し、7億6,492万8,000円とし、収益的支出では、既定予算に9,000円を追加し、7億5,924万3,000円とするものです。

資本的収入では、既定予算から712万5,000円を減額し、3,842万円とし、資本的支出では、既定予算から709万4,000円を減額し、5,189万4,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第63号 令和6年度病院事業会計補正予算(第1号)を説明いたします。初めに3ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款病院事業収益2項医業外収益、261万6,000円の追加です。

5目その他医業外収益、1節その他医業外収益で、昨年度に納付しました退職手当組合負担金の精算金でございます。

続きまして、支出です。

1款病院事業費用2項医業外費用、9,000円の追加です。1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息です。令和5年度に借入れしました企業債の利率確定によるものでございます。

次に、4ページをごらん願います。資本的収入及び支出のうち、収入です。

1款資本的収入2項繰入金1目繰入金、412万5,000円の減額です。1節国保会計繰入金で、国保調整交付金の対象事業を次年度に延期したことで、減額をするものでございます。内容につきましては、支出において説明いたします。

3項企業債1目企業債で、300万円の減額です。1節企業債です。調剤部門システムで540万円、常温配膳車で10万円をそれぞれ減額、液晶視力表及びスリットランプ、マイクロスコープで250万円の追加となります。250万円の追加により、合計で300万円の減額でございます。こちらも内容につきましては、支出において説明いたします。

支出です。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、709万4,000円の減額です。1節器械及び備品購入費の説明欄をごらんいただきたいと思います。薬局の調剤部門システムにつきましては、導入から8年経過してございまして、業務の効率化を図るべく、現在導入しておりますメーカーでの更新を予定していたところでござ

います。しかし最近になりまして、別メーカーからリリースされましたシステムのほうが、この間、町立病院で導入しました電子カルテとの連携も含めまして、より業務の効率化が見込まれること。また、年明け1月までに更新しなければ国保調整交付金の対象とならないことから、更新を次年度に延期しまして、本年度の関連予算全額を減額するものでございます。薬用保冷庫及び常温配膳車につきましては、確定による減額です。液晶視力表は視力検査に用いるもの、スリットランプ、マイクロスコープにつきましては眼球を観察するためのものでございまして、いずれも眼科で使用しております器機に不具合が生じていますことから、この度更新するものでございます。1ページにお戻り願います。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を既定予算額から261万6,000円追加し、7億6,492万8,000円に、病院事業費用の総額を、同じく既定予算額から9,000円追加し、7億5,924万3,000円に補正するものでございます。

第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を既定予算額から712万5,000円減額し、3,842万円に、資本的支出の総額を既定予算額から709万4,000円減額し、5,189万4,000円に補正するものでございます。なお、収入と支出の差引きで不足します1,347万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条、医療機器購入事業に係る起債限度額を300万円減額するものでございます。以上で、議案第63号 令和6年度病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第63号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第64号 工事請負契約の変更について（南幌温泉整備工事（建築工事））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第64号 工事請負契約の変更につきましては、南幌温泉整備工事（建築工事）の設計変更に伴い、本案を提案するものです。

議長
産業振興課長

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第64号 工事請負契約の変更について御説明いたします。1 契約の目的、南幌温泉整備工事（建築工事）。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約の金額、変更前5億7,970万円（内消費税及び地方消費税の額5,270万円）。変更後5億9,730万円（内消費税及び地方消費税の額5,430万円）。本件につきましては、5月7日に契約を締結し、建築工事を進めておりましたが、宿泊棟浴室及び更衣室の工事において、天井裏部分の耐火被覆材及び断熱材の脱落、洗面カウンター配管接続部の腐食、また、日帰り棟浴室工事において、天井部分の汚損による補修箇所が判明し、当初の設計より追加工事の必要が生じたことから、設計変更を行い、契約金額を変更するものです。なお、契約変更に伴い1,760万円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。4 契約の相手方、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長 岩田 圭剛。参考としまして、工期は契約締結日より令和7年1月31日までとしています。以上で、議案第64号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第64号 工事請負契約の変更について（南幌温泉整備工事（建築工事））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

町長

●日程10 議案第65号 議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第65号 議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例制定につきましては、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とするため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、議案第65号 議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。本年５月に南空知圏域の定住自立圏形成に向けて、岩見沢市において、圏域全体の中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言が行われたところであります。今後、中心市である岩見沢市と南空知それぞれの構成市町との間で協定を締結する必要がありますが、総務省の定住自立圏構想推進要綱において、地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決が求められていることから、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とするため、本条例を制定するものであります。

条文の読み上げにより説明に代えさせていただきます。南幌町議会の議決すべき事件に関する条例。

趣旨、第１条、地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

議決すべき事件、第２条、議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとする。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案６５号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第６５号 議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１１ 議案第６６号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第６６号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第６６号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例制定について、ご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。刑法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き、来年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものです。改正の内容につきましては、改正法において、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、引用する条例の文言等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第66号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第1条、南幌町個人情報保護法施行条例の一部改正については、附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。次ページにまいります。

第2条、南幌町情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部改正につきましては、第17条第1項及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第3条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、次ページにかけまして、第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。次ページにまいります。

次に、改正附則第1条は施行期日の規定で、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

最後に、第2条につきましては、国の整理法と同様の経過措置の規定で、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際の経過措置を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴って、その罰則適用に影響が生じないようにするため、また、欠格条項など懲役や禁錮に処せられた者などに、今回の刑法改正に伴って、これらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第66号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１２ 議案第６７号 南幌町特別職報酬等審議会条例制定についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第６７号 南幌町特別職報酬等審議会条例制定につきましては、南幌町特別職報酬等審議会を設置するため、本案を提案するものです。

議長 総務課長 詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。
それでは、議案第６７号 南幌町特別職報酬等審議会条例制定につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。本条例制定につきましては、町長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について、審議する附属機関として設置するため、必要な事項を新たに定めるものでございます。

それでは、内容の説明を行います。条例の構成については、第１条から第７条までの構成となります。

第１条は、本審議会の設置について規定するものです。

第２条は、本審議会の所掌事項を定めるもので、審議会は、町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額及び非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を審議することを規定しています。

第３条は、本審議会の委員構成等についての規定で、６人以内の委員をもって組織し、当該委員は、南幌町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから町長が委嘱するものでございます。

第４条は、会長の選任等について、第５条及び第６条は会議の招集及び庶務について、第７条は規則への委任について、それぞれ定めるものです。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第６７号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第６７号 南幌町特別職報酬等審議会条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程１３ 議案第６８号 南幌町保健福祉総合センター条例の一

部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第68号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第68号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。この度の改正につきましては、北海道公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、大人の入浴料金の引き上げを行うものです。なお、施行期日につきましては、周知期間を設けるために、来年4月からとしています。

別途配布しました、議案第68号資料の新旧照表にてご説明いたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

別表1、第11条関係、使用料のうち、浴室、大人1回490円を500円に改正いたします。

附則としまして、令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第68号について説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第68号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第69号 町道路線の認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第69号 町道路線の認定につきましては、南幌流通団地の整備に伴い、団地内道路を新設するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第69号 町道路線の認定について御説明いたします。本件につきましては、現在工事を進めております南幌流通団地の

整備に伴い、団地内道路を新設するため、町道路線の認定を行うものです。別途配付している議案第69号資料 町道認定路線図をあわせてごらんください。赤色が認定する路線でございます。

整理番号238、路線名、南幌流通団地1号線、起点、南幌町44番6地先（国道337号交点）、終点、町道南幌流通団地3号線交点。

整理番号239、路線名、南幌流通団地2号線、起点、南幌町2734番2地先（町道西10号交点）、終点、町道南幌流通団地3号線交点。

整理番号240、路線名、南幌流通団地3号線、起点、南幌町2734番2地先（町道西10号交点）、終点、町道南幌流通団地2号線交点。

整理番号241、路線名、南幌流通団地4号線、起点、南幌町2789番1地先（町道南16線交点）、終点、南幌町158番24地先（町道西9号交点）の4路線を認定するものです。なお、認定する道路用地の延長は1号線370メートル、2号線650メートル、3号線482メートル、4号線292メートルの合計1,794メートルです。以上で、議案第69号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第69号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程15 議案第70号 南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第70号 南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定につきましては、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第70号 南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1 指定管理を行う公の施設の名称、南幌町スポーツセンター、南幌町農村環境改善センター。2 指定管理者となる団体の名称、帯広市東4条南10丁目2番地、株式会社オカモト。3 指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。内容につきましては、指定管理者制度を導入する公の施設について、新たに指定管理者を指定するに当たり、施設利用者が安心して利用できるよう、道内外の類似施設において適切な管理運営を行ってきた実績がある株式会社オカモトを指定するものでございます。以上で、議案第70号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第70号 南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第71号 南空知消防組合規約の一部変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第71号 南空知消防組合規約の一部変更につきましては、組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第71号 南空知消防組合規約の一部変更につきまして、ご説明申し上げます。本規約の改正につきましては、本年、第2回議会定例会におきまして、議決をいただいたところでございますが、規約の附則部分について、改めて変更が必要となり、組合を構成する団体に対し、協議を求められたことから提案をするものでございます。

それでは、別途配布してございます、議案第71号資料 新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

附則中「北海道知事の許可のあった日」を「北海道知事への届出の日」に改めるものでございます。

最後に改正附則として、この規約は、令和7年1月1日から施行す

る。以上で、議案第71号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第71号 南空知消防組合規約の一部変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

場内時計で、14時25分まで休憩をいたしたいと思います。

(午後 2時 9分)

(午後 2時25分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程17 議案第72号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第72号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につきましては、いずれも任期満了となるため、現委員であります、門田 雅彦氏、白倉 将繁氏、山崎 博氏につきましては再任、尾暮 靖志氏、瀬川 佐緒里氏の2名を新たに委嘱いたしたく、本案を提案するものです。

委嘱につきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第72号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程18 議案第73号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第73号 損害賠償額の決定及び和解につきましては、損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提案するものです。

 詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第73号 損害賠償額の決定及び和解についてご説明いたします。

 本件につきましては、令和5年11月20日午後7時頃、町道南8線の12号、13号間を走行中、賠償の相手方である江別市在住の方が、道路の陥没、段差により車両の左側、前後輪のタイヤ2本及びホイール2本を破損した事故であります。町が加入する保険会社と協議して、相手方と賠償額の交渉をしてきましたが、相手方の承諾を得ることができず、令和6年1月9日に相手方が札幌簡易裁判所に損害賠償請求の提訴をしました。その後、保険会社と協議を行い、保険会社が依頼する弁護士事務所に裁判の対応を委任しました。本年9月20日に裁判所から和解案の提案があり、町の過失は9割程度で、車両の修理費10万2,300円のうち9万円を相手方に支払う内容となります。町としてはこの和解案に同意し、手続きを進めてまいります。なお、相手方に支払う9万円と裁判費用は保険会社が支払うため、町の支払いは一切ありません。今後につきましては、議会の議決を経て、その後に開かれる裁判で和解が成立となります。以上で、議案第73号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

 (なしの声。)

 御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

 お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

 (なしの声。)

 それでは採決いたします。

 議案第73号 損害賠償額の決定及び和解については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

 (なしの声。)

 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

 ●日程19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

 局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、藤井 弘子氏が令和7年3月

議 長

3 1 日をもって任期満了となることから、藤井 弘子氏の再任について諮問するため、本案を提案するものです。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日 1 2 日午前 9 時 3 0 分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって明日 1 2 日午前 9 時 3 0 分まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 3 2 分)

令和6年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和6年12月12日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	3番	星 真 希
4番	熊 木 恵 子	5番	佐 藤 妙 子
6番	細 川 美喜男	7番	加 藤 真 悟
8番	石 川 康 弘	9番	高 橋 修 平
10番	家 塚 雅 人	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

2番 西 股 裕 司

3. 会議録署名議員

9番 高 橋 修 平 10番 家 塚 雅 人

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 斉 藤 隆 議事係長 富 木 孝 郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

昨日より延会となっております令和6年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。西股議員につきましては、欠席の届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程20 発議第18号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま上程いただきました、発議第18号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、常任委員会の所管事項と任期を改めるため、本案を提案するものであります。

別途配布いたしました発議第18号資料 新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条、常任委員会の、名称、委員定数及びその所管に関する部分であります。第1号総務常任委員会の税務課と固定資産評価審査委員会を削除し、第2号産業経済常任委員会に税務課、固定資産評価審査委員会を追加するものです。この改正によりまして、税務課と固定資産評価審査委員会に関する事項は、産業経済常任委員会で所管することに整理するものです。

次に、第3条、常任委員の任期に関する部分であります。第1項の常任委員の任期を4年から2年に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第18号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程21 発議第19号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

ただいま上程いただきました発議第19号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものであります。

別途配布しました発議第19号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。

左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第54条、第55条、第56条の懲役を拘禁刑に改め、文言の整理をするものです。

附則といたしまして、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第19号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程22 発議第20号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第21号から追加日程14 議案第83号までの14議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第21号から追加日程14 議案第83号までの14議案を追加いたします。

熊木議員
議長

●追加日程1 発議第21号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第21号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書は、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

熊木議員
議長

●追加日程2 発議第22号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第22号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

湯本議員
議長

●追加日程3 発議第23号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

1番 湯本 要議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第23号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第24号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

8番 石川 康弘議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第24号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

追加日程5 議案第74号から追加日程14 議案第83号の10議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●追加日程5 議案第74号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●追加日程6 議案第75号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●追加日程7 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●追加日程8 議案第77号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

石川議員
議長

- 追加日程 9 議案第 7 8 号 職員ての寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程 1 0 議案第 7 9 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 9 号）
- 追加日程 1 1 議案第 8 0 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程 1 2 議案第 8 1 号 令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程 1 3 議案第 8 2 号 令和 6 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程 1 4 議案第 8 3 号 令和 6 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上 1 0 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました、議案第 7 4 号から議案第 8 3 号までの 1 0 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 7 4 号及び議案第 7 5 号につきましては、いずれも令和 6 年人事院勧告にかんがみ、議会議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更するため、本案を提案するものです。

次に、議案第 7 6 号から議案第 7 8 号までの 3 議案につきましては、令和 6 年人事院勧告による国家公務員の給与法改正案にかんがみ、本案を提案するものです。

次に、議案第 7 9 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では、財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 4 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4 億 7, 5 9 8 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 8 0 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では、基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 1, 7 4 8 万 2, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 8 1 号 令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。

その結果、収益的支出では既定予算に 4 5 6 万 6, 0 0 0 円を追加し、7 億 6, 3 8 0 万 9, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 8 2 号 令和 6 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,060万4,000円とするものです。

次に、議案第83号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算に50万6,000円を追加し、3億2,227万2,000円とし、収益的支出では、既定予算に50万6,000円を追加し、3億3,865万7,000円とするものです。

議案第74号から議案第78号につきましては総務課長が、議案第79号につきましては副町長が、議案第80号につきましては住民課長が、議案第81号につきましては病院事務長が、議案第82号につきましては保健福祉課長が、議案第83号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、初めに議案第74号、議案第75号の2議案について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和6年人事院勧告により、国家公務員に対する、改正給与法案が国会に提出されたことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことをかんがみて、議会議員、常勤特別職について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものでございます。なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第74号の説明をもって、議案第74号並びに議案第75号の説明とさせていただきます。

それでは、別途配布をしてございます、議案第74号資料 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第5条第2項中、「100分の225」を、「100分の230」に、改めるものです。これにより、年間支給率が4.6カ月となり、昨年度と比較して、0.1カ月分が引き上げられます。

次に、附則、期末手当の特例、第26項として、令和6年12月支給分の期末手当に、6月支給分の新・旧支給率の差である0.1カ月分を加算して支給することを加えるものです。

最後に附則として、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

第2項は、期末手当の内払いについては、改正前の南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により、支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定です。以上で、議案第74号、議案第75号の説明を終わります。

続きまして、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和6年人事院勧告に

より、国家公務員に対する、改正給与法案が国会に提出されたことを受け、職員の給与改定を行うことなどをかんがみて、第1条は令和6年4月1日遡及適用分、第2条は令和7年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。第1条関係は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、俸給月額を平均3.0%増額し、さらに期末手当と勤勉手当を併せて0.1カ月分引き上げるもので、令和6年4月1日に遡って実施するものでございます。第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和7年4月1日から施行するものです。

それでは、別途配布しております議案第76号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第16条第2項中、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改めるものでございます。

次に、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、次ページにまいります、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改めるものです。ここでは、一般職に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05カ月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を4.6カ月分に、また、暫定再任用職員に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025カ月分引き上げ、年間支給率を2.4カ月分とするものでございます。

次に、以降の別表につきましては、第5条関係の給料表を改正するものでございます。

別表第1、2ページから6ページ中段にかけましては、行政職給料表（一）です。大卒の採用職員の初任給を23,800円、高卒採用職員の初任給を21,400円引き上げ、これを踏まえ、全ての号給について所要の改定を行うものでございます。この表の2ページ、高卒の初任給は1級5号級で「166,600円」を「188,000円」に、大卒初任給は、次ページ、1級25号級で「196,200円」を「220,000円」に改定されます。

次に、6ページ中段から10ページにかけましては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。

次に、10ページ中段から16ページにかけましては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものでございます。続きまして、17ページをごらん願います。

第2条による改正、令和7年4月1日施行分の説明を行います。期末手当、第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の

125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改めるものです。

次に、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改めるものでございます。ここでは、第1条関係で説明しました、令和6年4月1日遡及適用に係る一般職の期末・勤勉手当併せて0.1カ月分及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当併せて0.05カ月分の引き上げについて、令和6年度においては12月期に加算して支給するとしたものを、令和7年度以降は、6月期と12月期において、期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正でございます。

次に、次ページにかけまして、附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第3項、給与の内払については、第1条の改正前の給与条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす規定でございます。以上で、議案第76号の説明を終わります。

続きまして、議案第77号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和6年人事院勧告により、国家公務員に対する、改正給与法案が国会に提出されたことを受け、職員の給与改定を行うことなどをかんがみて、第1号会計年度任用職員について、期末・勤勉手当に係る支給率の引き上げを行うもので、第1条は公布の日からの施行分、第2条は令和7年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。第1条関係は、期末手当と勤勉手当を併せて0.05カ月分引き上げるもので、令和6年4月1日に遡って実施するものです。第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。

それでは、別途配布しております議案第77号資料 新旧対照表をごらん願います。

第1条による改正、令和6年4月1日遡及適用分の説明を行います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

期末手当、第14条第3項中、「100分の68.75」を、「100分の71.25」に、改めるものです。

次に、勤勉手当、第14条の2第3項中、「100分の48.75」を「100分の51.25」に、改めるものです。ここでは、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025カ月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を2.4カ月分とするものです。続きまして、

2 ページをごらんください。

第2条による改正、令和7年4月1日施行分の説明を行います。

第14条第3項中、「100分の71.25」を、「100分の70」に、改めるものです。

次に、勤勉手当、第14条の2第3項中、「100分の51.25」を「100分の50」に、改めるものです。ここでは、第1条関係で説明しました、令和6年4月1日遡及適用に係る、期末・勤勉手当併せて0.05カ月分の引き上げについて、令和6年度においては12月期分に加算して支給するとしたものを、令和7年度以降は、6月期と12月期において、期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正です。

次に、次ページにかけまして、附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項は、第1条の規定による改正前の南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす規定です。以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和6年人事院勧告により、国家公務員に対する、改正給与法案が国会に提出されたことを受け、職員の給与改定を行うことなどをかんがみて、職員の寒冷地手当の改定を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第78号資料 新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条の表中、「23,360円」を「26,000円」に、「13,060円」を「14,500円」に、「8,800円」を「9,800円」に改めるものでございます。

次に、附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2項は、改正前の職員の寒冷地手当に関する条例の規定により、支給された寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす規定です。以上で、議案第78号の説明を終わります。

副町長。

それでは、議案第79号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。9ページをお開きください。

1款議会費1項1目議会費、補正額26万9,000円の追加です。議会運営経費で、議会議員期末手当を0.1カ月分追加するものです。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額29万8,000円の追加です。一般管理経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の一般事務職報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

議 長
副 町 長

7目交通安全対策費、補正額29万5,000円の追加です。交通安全対策推進事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の交通安全推進員報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。次ページにまいります。

9目職員給与費、補正額1,058万2,000円の追加です。職員給与費で、人事院勧告による国の給与法改正案にかんがみ、一般職、特別職、第2号会計年度任用職員の給与改定分及び一般職職員異動分について精査し追加するものです。

次に、3款民生費1項3目高齢者福祉費、補正額23万1,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど介護保険特別会計で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額11万9,000円の追加です。後期高齢者医療事業で、職員の給与改定に伴い、次ページにかけまして、会計年度任用職員の看護師報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額87万4,000円の追加です。学童保育事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の放課後児童指導員報酬、期末手当、勤勉手当及び共済費を追加するものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額2万2,000円の追加です。母子保健事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の歯科衛生士報酬を追加するものです。

次に、7款土木費3項3目公共下水道費、補正額50万6,000円の追加です。下水道事業会計繰出金で、詳細は後ほど下水道事業会計で説明いたします。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額97万4,000円の追加です。特別支援教育推進事業で、次ページにかけまして、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の特別支援教育学習支援員及び特別支援学級生活介助員の報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

次に、4項5目生涯学習センター管理費、補正額31万2,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の図書室職員報酬、期末手当、勤勉手当及び共済費を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書8ページをごらんください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,448万2,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,448万2,000円を追加し、補正後の総額を74億7,598万3,000円とするものです。以上で、議案第79号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第80号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。なお、今回の補正予算につきましては、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の報

議 長
住民課長

酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

初めに歳出からご説明いたします。８ページをごらんください。

１款総務費５項１目収納率向上対策事業費、補正額２９万８，０００円の追加です。会計年度任用職員の一般事務報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

次に、５款保健事業費１項１目特定健康診査等事業費、補正額２４万１，０００円の追加です。会計年度任用職員の看護師報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

続いて歳入の説明をいたします。７ページをごらんください。

６款繰入金２項１目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額５３万９，０００円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ５３万９，０００円を追加し、補正後の総額を１０億１，７４８万２，０００円とするものです。以上で、議案第８０号の説明を終わります。

議長
病院事務長

病院事務長。

続きまして、議案第８１号 令和６年度病院事業会計補正予算（第２号）の説明をいたします。初めに、３ページをごらん願います。

収益的収入及び支出のうち、支出です。

１款病院事業費用１項１目給与費、４５６万６，０００円の追加です。人事院勧告による国の給与法改正案をかんがみ、医師や医療技術員、看護師、事務員及び会計年度任用職員の給与改定と、関連予算の執行状況による精査で、１節給料から、５ページにかけまして、５節の退職給付費までの追加となります。１ページにお戻り願います。

第２条、病院事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用４５６万６，０００円を追加し、補正後の総額を７億６，３８０万９，０００円とするものでございます。

次に、第３条、議会の議決を得なければ流用することができない経費のうち、給与費４５６万６，０００円を追加し、補正後の総額を４億５，４９５万２，０００円とするものです。以上で、議案第８１号 令和６年度病院事業会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

続きまして、議案第８２号 令和６年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明をいたします。

初めに、歳出から説明いたします。８ページをごらんください。

１款総務費３項１目認定調査等費、補正額２３万１，０００円の追加です。職員の給与改定に伴い、介護認定調査等を行う会計年度任用職員の報酬及び期末手当、勤勉手当等を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。７ページをごらんください。

６款繰入金１項５目その他一般会計繰入金、補正額２３万１，０００円の追加です。職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の報酬及び期末手当、勤勉手当等の追加による、一般会計からの事務費繰入金です。以上、歳入歳出それぞれ２３万１，０００円を追加し、補正後の総額を８億７，０６０万４，０００円とするものです。以上で、議案第８２号の説明を終わります。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

続きまして、議案第83号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を行います。初めに3ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道収益2項営業外収益1目他会計補助金、50万6,000円の追加です。内容につきましては、次の支出で説明します。

1款下水道事業費用1項4目総係費、50万6,000円の追加です。人事院勧告による国の給与法改正案をかんがみ、一般職の給与を精査し追加するものです。1節給料は、一般職級の給与改定分として、2節手当では、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当をそれぞれ追加するものです。1ページにお戻りください。

第2条では、下水道事業会計予算第3条で定めた収益的収入につきまして、下水道事業収益の総額を3億2,227万2,000円に、収益的支出の下水道事業費用の総額を3億3,865万7,000円に改めるものでございます。

次に、第3条では、給与費30万8,000円を追加し、補正後の総額を738万円とするものです。

次に、第4条では、第2条補正予算財源の一般会計からの補助金の追加によるもので、下水道事業会計予算第9条本文中、一般会計からこの会計を受け入れる補助金の金額を1億148万5,000円から1億199万1,000円に改める。以上で、議案第83号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第74号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第77号についての質疑を終結いた

します。

次に、議案第 78 号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 78 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 79 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 9 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 79 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 80 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 80 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 81 号 令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 81 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 82 号 令和 6 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 82 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 83 号 令和 6 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 83 号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 10 議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第 74 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第 75 号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第77号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第78号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第79号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第80号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第81号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第82号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第83号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議事審議を終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時30分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議長 _____

9 番 _____

10 番 _____